

平成23年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成23年6月16日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 国民健康保険事業会計事業勘定の県域統合の見通しと
健康保険税収納率の低下の要因について…………… 蔵口嘉寿男議員
- 2 定住人口増加対策について…………… 大橋 弘議員
- 3 これでよいのか 竜王の玄関口…………… 山添勝之議員
- 4 学校におけるこれからの防災訓練…………… 山添勝之議員
- 5 これからの地域防災訓練…………… 山添勝之議員
- 6 広谷川の改修と祖父川について…………… 山添勝之議員
- 7 滋賀県流域治水基本方針と竜王町地区計画制度について…………… 小森重剛議員
- 8 町民の健康について…………… 貴多正幸議員
- 9 人事考課の導入について…………… 菱田三男議員
- 10 町として環境エコライフの推進を…………… 岡山富男議員
- 11 竜王町地域防災計画の見直しを…………… 岡山富男議員
- 12 IBMグラウンド跡地開発と新道路整備について…………… 圖司重夫議員
- 13 原発ゼロへ・・・所見を伺う…………… 若井敏子議員
- 14 若狭湾周辺など原発の対応について…………… 若井敏子議員
- 15 災害時の要援護者対策について…………… 若井敏子議員
- 16 まちづくり地域懇談会の成果について…………… 若井敏子議員
- 17 小口地先の産廃事業者について…………… 若井敏子議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
健康推進課長	奥浩市	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人
建設水道課長	村井耕一	教育次長	赤佐九彦
学務課長	市田太芽男	生涯学習課長	心得田邊正俊

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	臼井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成23年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、今定例会において国民健康保険事業会計事業勘定の県域統合の見通しと健康保険税収納率の低下の要因について、質問いたします。

平成21年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）において、療養給付費の決算額は6億4,335万円余となり、20年度に比べると5.1%と増え、今後も増加傾向に向かうと思えます。また、決算額によると後期高齢者支援金を除いた被保険者1人当たり保険給付費は23万7,050円と、高額となっています。

著しい高額療養費の負担を緩和する措置として、共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金の措置により、事業勘定のバランスや安定化に向けた取り組みが行われているのが実情です。

財政規模の小さい国民健康保険（事業勘定）は、高齢化に伴い療養給付費の支出の増嵩は避けられず、国民健康保険税の負担を増やすことは困難となり、一層、財政運営が苦しくなり、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況となるのは必至であります。これを打開するために、事業勘定の県域統合の見通しと対応について伺いいたします。

次に、平成21年度決算において保険税の収納率が84.1%と低下していますが、この要因と22年度の収納率をどう捉えられているのか、伺いいたします。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 蔵口嘉寿男議員の「国民健康保険事業会計事業勘定の

県域統合の見通しと健康保険税収納率の低下の要因について」のご質問にお答えいたします。

まず、「事業勘定の県域統合の見通しと対応について」でございますが、平成22年の国民健康保険法の改正により、市町村国保の事業運営の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」の策定が可能となりました。

都道府県単位の一元化については、国の社会保障と税の一体改革に大きく影響を受けることから、今はその動向を注視している状況であり、一元化の具体的なあり方や時期等については未定の状況であり、滋賀県においても同様の状況であります。

先に申し上げました「国民健康保険広域化等支援方針」は、滋賀県においては昨年12月に策定され、本年1月1日から施行となり公表されました。この方針の策定の趣旨は、「国民皆保険の中核である市町国保の運営の広域化や財政の安定化に取り組む」とされています。

方針の中では、取り組みの柱として（1）事業運営の広域化、（2）財政運営の広域化、（3）収納率目標の設定の3つを掲げております。この方針のもとに具体的な取り組みを推進していくために、学識経験者や市町の担当課長等で構成する「医療保険制度関係検討チーム」が発足されました。

このチームを中心に、滋賀県における高齢者医療のあり方や国民健康保険の運営について協議および検討を行い、「滋賀県国民健康保険広域化等支援方針」を円滑に推進するとされております。

ご高承のとおり、市町村国保は、被保険者に疾病保有率の高い高齢者が多いことから医療費が高く、低所得者や無職者が多いことから保険料負担率が低いという構造的な問題があり、国保の運営状況は大変厳しいものがございます。国においては、この構造的な問題の解消を含めて国と地方が高齢者医療問題と社会保障改革について議論することとなり、新たな高齢者の医療制度改革や国保の都道府県単位化のあり方について、今後の医療制度の動向を注視していきたいと考えております。

次に、保険税の収納率についてご質問をいただいておりますが、平成20年度の本町における町税徴収体制は、住民税務課管理徴収係に正規職員1名・嘱託職員1名、さらに県職員と市町の職員で構成する共同徴収チームの4名が、上半期には竜王町に常駐しておりました。しかし、平成21年度には共同徴収チームの

派遣がなかったため、限られた人材の中での未納の解決に向けた取り組みを行いました。平成20年度に比べると収納率は0.2ポイント減少した結果となりました。

平成22年度については、平成20年度と同様に共同徴収チーム4名が下半期に竜王町に常駐し、また、同じく下半期からは管理徴収係に正規職員1名が増員になり、町税の徴収に取り組み、その結果、収納率については平成21年度と比較して0.4ポイント増加いたしました。

本年度も、県から共同徴収チームとして2名の県職員の派遣を受け入れているところであり、また、あわせて大津市へ職員1名を1年間派遣し、職員の徴収技術のレベルアップを図っているところでもあります。今後においても徴収体制の安定化に努めつつ、積極的に収納率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

国民健康保険の運営につきましては、議員仰せのとおり、高額な医療に係る共同事業の取り組みのほか、歳入におきましては、前述いたしましたように保険税の収納対策ならびに被保険者の資格の適正な適用等を行い、引き続き財源の確保に努めてまいります。

歳出におきましては、特定健康診査、医療費通知、重複多受診者への指導相談等の保健事業を、より効果的に取り組んでいくことにより、医療費の適正化に向けて健全な運営に努めたいと考えております。以上、蔵口議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） それでは、再度質問させていただきます。竹山町長にお尋ねいたします。

過日のNHKの報道番組で、現在、保険税の滞納者は全国で440万世帯と、著しく悪化していると報道がありました。また、全国に約1,800の国民健康保険事業があり、しかもその多くは3,000人未満で、運営が限界にきているという報道でございました。その番組では、「市規模でも破綻寸前である」と、市の関係者が述べていることも紹介されました。

竜王町の国民健康保険（事業勘定）の現在の状況をどう捉え、今後の方向性など町長の所見をお伺いしたいと思っております。

次に、以前に町長は、県の国保連合会の評議員として出席された折に、竜王町の被保険者1人当たりの保険給付費、すなわち医療費が県下でも低いと県でも注

目されていると述べられましたが、現在の状況をどう捉えておられるのか、お伺いいたします。

次に、住民税務課長にお尋ねいたします。竜王町における平成21年度の決算収納率は承知いたしておりますが、我々竜王町だけの率しか存じ上げておりませんので、その収納率が県下のどの位置に位置しているのか、お答えいただきたいと思えます。

次に、同じく課長にでございますが、被保険者1人当たりの保険給付費において、これも竜王町はどのぐらいの位置にあるのか、お答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 蔵口議員さんの再質問にお答えさせていただきます。順序が逆になるかも存じませんが、お許しをいただきたいと思えます。

現在、竜王町は受診率が低くございます。そして、1人当たりの入院の医療費が高いということを承知いたしております。すなわち、病院に行かれた時にはかなり病状が進んでいるという実態ではなかろうかという具合に把握いたしておりました。現状は、申し訳ないですけれども、詳しくは分析できておりません。

したがって、やはり、受診率を上げていく、そして、早期に治療していただくというのが一番のこれからの取り組みではなかろうかなという具合に、これは町のこれからの国保の運営にあたっての課題でなかろうかという具合に考えております。

もう1つでございますけれども、ご質問に出るかというようなことで、私は確かに国保の県の総会に出ております。年に1回ないし2回でございます。その時の総会の資料がこの資料でございます。前日か前々日に送られてまいりまして、これだけの資料の内容を、非常にたくさんの議題もあるのですけれども、1時間半ぐらいの総会で終わられるわけでございます。したがって、中身まで本当に詳しくは説明を受けられないのですけれども、数字が大きくなっているというのは、議員さん仰せのとおりでございます。したがって、これからの国保の運営にあたっては、やはり適正な医療、そして保険料の納付率を上げていく、こういったことも重要な課題であるということであろうかと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中住民税務課長。

**○住民税務課長（田中秀樹）** 蔵口議員さんの再質問で、まず1点目、竜王町の保険

税の収納率が、県下でどのぐらいに位置するかということでございます。

現年分と滞納繰越分を合わせた、その収納率の比較はございませんが、まず現年分の順位におきましては、平成20年度収納率95.42%、同じく21年度収納率95.11%で、ともに県下で2位となっております。22年度につきましても、4月末現在で95.4%で、これも2位となっております。

滞納繰越分の収納率につきましては、平成20年度では16.86%で7位、平成21年度では17.88%で4位、平成22年度（4月末現在）では、19.36%で5位となっている状況でございます。

2点目、21年度の被保険者1人当たりの保険給付費23万7,050円が、県下でどの程度の位置にあるかというお尋ねでございます。まずは県下19市町中、上位から7番目で、県下平均より少し高めの位置にあります。ちなみに、県下の平均の給付費は、22万9,473円となっております。

平成20年度につきましては、26市町中14位ということになっています。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 1番、蔵口議員。

**○1番（蔵口嘉寿男）** ただいま町長さんが、国保会計の現状をどう捉え、今後の方向性を、所見をお伺いしたいということをしたのですけれど、「適正な医療に努める」というふうなお言葉のみでございましたけれども、本当はもう少し伺いたいなと思っておるわけでございます。逆に私の方から提起をさせていただきますと、国民健康保険制度が昭和36年4月に皆保険という再度発足されまして、この時に農業者や事業者を含めた皆保険制度となったわけでございます。歴史はもう50年も経っておりますので、この制度はかなり変わってきているわけでございます。

ご承知のように国民健康保険を支えてきた農業者や自営業者の方が減少し、また高齢化していることによって、国保税の占める割合が少なくなってきているわけでございます。また、定年となった年金受給者が加わる率も高くなってきていること、さらには、非正規労働者である臨時・パートなどの所得の低い方が国保に加入するというところで、国保財政が大変苦しいということを私は訴えているわけでございます。

一方では、滞納額が増えれば増えるほど、払っている人からは不公平であるという声が増しに高まっているわけでございます。テレビの話でございますが、保険税は未納でも必要な時だけ短期に保険証の交付を受けて、それに対応してい



る人が増えているようであります。竜王町において国民保険会計が悪化して、一般会計から繰り入れするとすれば、保険料を正規に払っている人は未納者に対して、さらに税（一般会計）の方からも繰り入れするということで、余計に不公平感が漂うと、こういうことをございます。

このような状況を踏まえて、先ほどの広域化支援方針が出されたと思うのですが、けれども、その中で、県下の動きの中で農業共済組合、あるいは商工会も圏域統合を果たそうとしております。それはもちろん効率化もあるわけをございます、そうした動きをございます。さらには、東日本大震災において医療を支える国保会計の存続も大変危ぶまれております。また、さらには超過疎化と言われる市町では、高齢者が多く若者が少ないというようなことで、国保会計が成り立たないというような状況があるわけをございます。

町長にお尋ねいたしますが、国保連合会や滋賀県町村会において、こういった議論があったのか、お伺いします。

次に、先ほど申し上げておりますように、苦しい状況のある中で、県や国に対して今日までどのような場面で窮状を訴え、改善を求めてこられたのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

次に、住民税務課長にお尋ねいたします。もし、国保会計が県域統合になったとしても、その事務は統合されましても、徴収事務は市町村に残るということであります。あえて私、収納率について質問させていただきましたのは、水道会計の未達料金ではありませんけれども、収納率の悪い市町村は、その率に応じて加算される措置があるかも知れないということで質問したわけをございます。今後、未納の収納に向けて、目標を設定して対処する方法を今後取られていくか、その辺をお尋ねいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 蔵口議員さんのご質問にお答えいたします。

町村会では、具体的な話し合いというのは、今までございません。しかし、この問題は大きなことをございますので、私の方から提起して町村会としての取り組み方、問題提起、そしてまた議論の場を設けていただくようにいたしたいと思ひます。

これは一例をございますけど、もう議員さん仰せのとおりをございます。例えば適正医療の例をございますけど、ある方は、1か月に30回病院に行っておられるという例をございました。それと1か月に14回病院を変えておられるとい

う例がございました。そういった方には県の国保の関係する保健師さんだということもございますけども、直接そのおうちへ行かれて、その状況等を調査されて、やはり適正医療に向かわれる等の取り組みが今行われております。

竜王町にありましては、やはりそういったことを早期に気づきながら、安定運営と言うのでしょうか、経営に努めてまいりたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中住民税務課長。

**○住民税務課長（田中秀樹）** ただいま再質問で、国保税の目標ということでお尋ねいただきました。今現在、税の方につきまして県からの派遣を受け入れておりまして、今年度、今現在では国保税以外で組織目標成功ということでやっております。取り組みを今進めているところでございます。

あわせて、特にこの国保税以外につきましては、県の考え方を踏襲しながら目標設定をしておりましたもので、国保につきまして入ってございませんが、今後、国保につきましても早急に目標をとということで設定していきたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 次に、11番、大橋弘議員。

**○11番（大橋 弘）** 私は、定住人口増加対策につきまして、お尋ねをいたします。

平成23年度竜王町行政執行方針および平成23年度からスタートいたしました第五次竜王町総合計画の中で、町の将来像を「“ひと”育ち みんなで煌めく 交竜の郷」と定め、減少しつつある町の将来人口を10年後には1万4,000人を目標に、人口増加に向けた施策に取り組むとされています。

この定住人口増加目標を達成するため、現在、「まちづくり地域懇談会」も実施されています。また、新しく「定住促進対策室」を設置し、①第五次総合計画に基づく土地利用方針の策定、②定住促進事業としまして、町内における地区計画の策定および空き家の対策調査、③都市計画マスタープランの見直し、④生活インフラ整備や町有地等への企業誘致調査業務など、財政健全化に積極的に取り組まれる緊縮予算の中で、定住人口増加対策に多額の予算を配分されておられることはよく伺えます。

そこで、この定住人口増加対策について具体的にどのように推進しようと考えておられるのか、伺います。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 大橋弘議員の「定住人口増加対策について」のご質問

にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、竜王町の高齢化率は18.8%で、既存集落では30%以上のところも多くなっており、年々高齢化が進んでおりますが、その要因の1つとして、町内の若者が町外に流出している現状があります。

本町におきましても、人口の自然減少が進む中で、竜王町第五次総合計画では町の将来人口を10年後には1万4,000人とすることを目標に、人口増加に向けた施策に取り組んでいくこととしております。

基本的な考え方として、①竜王町に在住する若者を町外に出て行かないように留めること、②竜王町内で勤務・仕事をしている若者を留めること、③竜王町に新たに住んでもらうことが重要であると認識しております。このようなことに対しては、今回、目標人口に到達させるための対策と受け皿づくりとして、次のような対策を進めていくように考えております。

その1つとして、既存住宅団地の空き区画の有効利用を進めていきます。この空き区画の状況については、今年度から調査を進めていきたいと考えております。

次に、松陽台地先の新規住宅団地計画のエリアであります。ここは、市街化調整区域ですが、町が地区計画を策定し、民間開発として平成22年12月に開発許可を取得され、現在、着手に向けて準備が進められているところであります。

次に、空き家の有効活用であります。現在、各集落においては空き家が増えてきております。所有者の方や地域の方が空き家の有効活用にご協力いただくことで、集落の活性化をはじめ防犯・環境面での安心が得られるものと考えており、この状況についても調査を進めさせていただきます。

また、既存集落周辺における住宅整備の計画につきましては、今日まで既存集落周辺においては、「家が建てられない」と言った声もお聞きしておりますが、各集落でまとまった住宅地を確保するために、地区計画制度を活用することで実現の可能性があります。このことに対する取り組みとしましては、地域住民さんの合意に基づき、それぞれの地区の特徴にふさわしいまちづくりを誘導するための手法と位置づけております。

これらの対策に向けて、本年4月より「定住促進対策室」を設置し、窓口相談や調査業務（地区計画策定支援や空き家実態調査）を進めていきます。

また、具体的な住宅地確保の土地利用方針を示す「都市計画マスタープラン」の見直しも、当面の目標年次を平成27年としておりますが、地域のニーズに基づき適正な規模での整備計画が定められるよう、調査・研究を進めてまいりたい

と考えております。

特に、総合庁舎周辺に位置づけておりますタウンセンターエリア周辺での宅地整備計画については、地域住民皆様の意向をお聞きすることが大切であると思っております。タウンセンターエリア周辺は農業振興地域であることから、優良農地が減少することには難しい課題もありますが、地域のニーズに基づく適正な規模での整備計画が定められるように進めてまいります。

また、今年度予算での「町有地事業可能性調査」につきましては、準備を進めているところでありますが、その調査結果をベースに、企業誘致を推進していくことで、従業員等関係者の町内への定住や進出企業側に、子育て世代をはじめとした多様な雇用形態ニーズに応じた雇用体制をとっていただくよう啓発を図ることで、さらなる定住人口増加を期待できるものと考えております。

現在、「まちづくり地域懇談会」を全自治会に巡回し、随時開催させていただいております。まちづくりの基本的な方向となる第五次総合計画をお示しながら、住宅地の課題や地域運営課題について町民の皆様方からのご意見や要望を踏まえまして、さらに実のある定住人口増加対策の具現化に努めてまいりたいと考えております。

以上、大橋議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋弘議員。

○11番（大橋 弘） ただいまいただきました答弁は、漠然とした答弁で具体性がないと思います。

今年度から10年がかりで進めようとする計画であるため、いろいろな調査や研究・検討が必要なことはよく分かります。しかし、第五次竜王町総合計画の策定にあたりましては、平成21年7月から平成23年3月までの1年8か月間にわたり検討に検討を重ね策定されました計画であり、この第五次総合計画に基づき平成23年度の事業につきまして予算編成されたものであると思います。

この第五次総合計画の目標を達成するには、初めが大事であると思います。私が先ほど質問いたしました4項目については、23年度で多額の予算が計上されています。ただいまの答弁では、ほとんどが「調査を進めていきます」との回答でございました。その調査等を進めようとする調査方法について、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 大橋弘議員さんからの再質問にお答えいたします。

今年度からスタートしました第五次総合計画の中では、まちの新しい設計図が樹立されてきたことにより、今後の将来人口目標の具体的な計画をこれから進めようとしている時期であります。

今回の総合計画策定にあたり、アンケートの中で、「住みやすい」また「住み続けたい」という回答が多かったにもかかわらず、若者が竜王町から離れていく実態については、単に住宅地不足だけのことではなく、まちや地域の課題にも影響があることが、現在開催しております地域懇談会でも明らかになってきておるところでございます。このような実態に目を向け、ソフト面・ハード面を一体化させた若者定住の取り組みを進めていくことが大切であると考えております。

ご指摘の調査業務の具体的な内容につきましては、それぞれの地域のご意見を踏まえた中で、地区計画などの必要な地域をさらに精査をする中で、今年度においてどのような優先順位をつけていくか等も決めながら進めてまいりたいなど、このように考えておるところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 大橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。4つ目のご質問のところの「町有地の事業可能性調査」についての現在の状況でございます。

当該町有地につきましては、都市計画法に基づきますところの特定保留地域ということで、5月にその認定をいただいたところでございます。そういった土地をしっかりと動かすためには、まずは一体的な、竜王町の町有地以外も含めてのエリアを含めて一体的な検討が必要かなと、今現在検討しております。

まずは、そういう意味では竜王町以外の地権者の方とも協議を進めながら、一体的な展開を図れないかということで、協議に着手をしたところでございます。協議が整い次第、具体的な調査項目等について、詳しく調査をさせていただく予定でございます。以上です。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 全国各地で少子高齢化と人口減少が進む中で、人口増加対策を進めるには、思いきった条件整備を行わなければ進まないと思います。

松陽台地区の新規住宅団地計画は、大変よい計画であるとは思いますが、業者相手の計画であり、開発許可は取得されていますが、この厳しい経済情勢の中では、なかなか進捗が難しいのではないかと思います。

庁舎周辺をまちの中心核と位置づけ整備する長期計画がございますが、この計画を推進するには、地域住民の理解と協力、また、財政面等難しい課題が山積しますが、第五次竜王町総合計画を着実に推進するためには、思いきった施策が必要であると、このように思います。

綾戸から小口を結ぶ庁舎周辺を、地区計画により町がモデル的に住宅整備を行い、町内在住の若者や町内企業勤務者が定住する町営住宅の建設等、定住対策の受け皿づくりが必要であると思います。この定住人口増加対策を推進するために、竹山町長は思いきった施策についてどのように考えておられるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 大橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

第五次総合計画の中で人口問題を中心とさせていただき、その取り組みについて、現在、各地域の懇談会で説明を、あるいは理解を求めべく話をさせていただいているところでございます。

その中で、まず1万4,000人を目標といたしました、そのことに対して町民の皆さんの協力を得て、そして行政も汗をかき、やはり目標に向かって全力を挙げていくのだというお話をさせていただいております。

そして、今、お話のあった、その中の1つでありますけれども、IBMの跡地150区画でございます。これにつきましては、工事の計画書が示されながら滞っているということは、委員会でもご指摘をいただきました。その時、私はこの6月が1つの区切りであるということも、担当の者から話をさせていただいたところでありますけれども、しっかりとの方針をその場で確認をし、そして、事業が次に進むように、次のステップを考えないといけないということではなかろうかという具合に思います。これは、行政としての1つの判断にもなるわけでありましょうし、見極めにもなるということではないかと思っております。

いずれにいたしましても、この前お話し申し上げましたとおり、やはり、私もその中に入って目標1万4,000人に向かう1つの大きなステップでございますので、取り組みをさせていただきたいという具合に話をいたしましたところでございます。

それから、昨年度、町内の線引きが一応区切りとして終わったところでもございますけれども、今、大橋議員さんからお話のありました庁舎周辺の整備等は、次の27年度の見直しに入る前に、皆さんの総意で、そして1万4,000人に

向かう1つの整備条件としてご確認をいただき、やはり県や国に働きかけてまいらなければならないという思いでいるところでございます。

これもやはり1万4,000人に向かう無理のないところでの計画、むやみに優良農業地を潰すことは、これは私いつも申し上げているとおり、まかりならぬ面があると思います。したがって、皆様のご判断をしっかりといただきながら、「この場所に、これくらいの住宅を」ということでまとめていく方向、これがこれからの行政の課題ではなかろうかという具合に思います。

そういったことをあわせまして、この人口増に向けた取り組みを行わせていただきたいという具合に考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**○11番（大橋 弘）** 間違いのない推進を期待いたしまして、質問を終わります。

**○議長（寺島健一）** 次に6番、山添勝之議員。

**○6番（山添勝之）** 私は、平成23年第2回定例会一般質問で、4問の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

「これでよいのか 竜王の玄関口」。昨年7月、竜王インター周辺に大規模商業施設が開業し、他府県からのお客様を含め多くの人々で大層賑わっているようです。大変喜ばしいことであります。

しかしながら何か物足りないのです。確かに施設内は多くの人々かも知れませんが、しかし、施設周辺を含め竜王インター付近はいまひとつ盛り上がりには欠けるのです。さりとて、「道の駅」・「アグリパーク」は、そこそこ賑わいを見せていると聞いております。しかし、インター付近は活気が足りないのです。せっかく多くの人たちに来ていただいております。町有地の活用を含めた事業を行わなければならないと考えるのです。

民間主導ではなく、町が率先して事に対応する。これが大事なことであります。このことは財政問題にも大きく関係しております。大局的視野に立つことなく、いつも足許ばかりを見て進んでいるようでは、町の発展は望むことはできません。お考えをお訊ねいたします。

また、今回の小口地先への産業廃棄物処理業者であるE社の進出は、竜王にとって望むところではないはずですが、この話が持ち上がった時に、なぜ「ノー」と言えなかったのか。町の玄関口に適した企業と思っているのでしょうか。しかも、これといった設備もなく固定資産税も多く望めないような企業ではなくて、町にとって有益な、つまり多くの税収を望める企業を招くべきであると考えています。それがアウトレットのお客様を招き入れる企業ならば、なお良しです。私はその

ことを、声を大にして申し上げたい。町長をはじめ当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添勝之議員の「これでよいのか 竜王の玄関口」のご質問にお答えいたします。まず、竜王インター周辺の活性化に向けた対応策の状況を報告いたします。

竜王インター周辺での都市計画法に基づく市街化区域編入については、編入済みでありました小口工業用地ならびにアウトレットパークに加えて、この5月には、新たに岡屋工業団地（県有地）5.1haが編入されました。同時に、アウトレットパーク南臨時駐車場に利用されていますS社所有地およびS社からの寄付地の町有地1.6haを含むインター周辺4.2haについても、事業化の目処を踏まえて市街化編入が可能な特定保留区域に指定をいただいたところであり、いよいよ事業化に向けてのスタートが切られたと考えております。

また、小口工業用地については、竜王インターに近く、高い評価をいただける工業地域として、優良企業の進出による造成、工場建設をめざして、引き続き誘致活動に取り組んでおります。アウトレットパーク開業の影響や効果なども考慮しながら、地元のご理解とともに、工場等に限らず多用途への活用も加え、柔軟で迅速な対応に努めてまいります。

岡屋工業団地については、県営の工業団地として分譲する方針が決まっており、環境アセスメントも実施中であり、市街化区域への編入を機に、さらに県と一体となり、また、県に積極的に働きかける中で企業誘致を図っていきたいと考えております。

竜王インター周辺の特定保留区域については、S社所有地については独自の事業構想を検討しておられます。町有地1.6haについては、公共的な利用ということで寄付をいただいたものですが、もちろん経緯を踏まえたうえで、町としてより幅広く、より柔軟に、適切で効果的な活用方法について検討していきたいと考えており、準備を進めているところであります。特にこの町有地では、基本的に竜王インターに近いという交通の利便性を活かすことを最大のポイントとして、可能性を探ってまいります。

次に2つ目の、小口地先への産業廃棄物処理業者であるE社の進出の件について、「この話が持ち上がった時に、なぜ『ノー』と言えなかったのか」「町の玄関口に適した企業と思っているのか」についてお答えします。



当該区域については、民間企業間による土地取引においてE社が同地を購入し、事業活動を開始しようとするものであります。その事業内容は、使用済みのオイル・オイルエレメント・不凍液の有価買取回収業務であり、関東方面でリサイクル活用されるための集積・中継所であります。かかる事業活動は各関係法令・規則に基づくものであり、当方で確認できる範囲で確認したところ、違反事項はございませんでした。つきましては、適法に事業活動が行われているということをご理解いただきたく存じます。行政としては、適法に行われる民間企業の自由な企業活動を妨げるものではございません。

なお、E社が事業活動において使用済みオイルという危険物を取り扱うことに対して、ご心配されるご意見もお聞きしますが、今後、適正に各種法令・規則を遵守されているのか、町として県と協力しながら見守り続けていきたいと思っております。

町といたしましては、E社に限らず町民の皆様の生活の安全と環境を守るために、各事業者には、法令遵守のみにとどまらず、状況に応じて適切な措置・指導を積極的に講じていきたいと思っております。

最後に、企業立地の方向性としては、特に小口工業用地および岡屋工業団地については、企業立地促進法に基づく集積区域に位置づけられており、自動車産業およびその関連業種の誘致を重点的に推進しているところであります。

いずれにいたしましても、これら竜王インター周辺の開発については、今後の経済状況・社会状況を十分に見極めたうえで、チャンスを逃すことなく、いろいろな方のご意見もお聞きしながら、健全で継続的な竜王町の発展をめざすべく、総合的に判断したうえで進めていきたいと思っております。以上、山添議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添勝之議員の「これでよいのか 竜王の玄関口」のご質問にお答えいたします。

竜王インター周辺の開発は、町の将来にとって重要な課題と認識いたしております。町有地に関しましては、どういった利活用が可能なのか、調査に入るべく予算を計上させていただいたところです。

アウトレットパークもこの7月で丸1年になり、当初予想の集客数を超える見込みであり、町としても喜ばしい限りでありますし、町内の各施設や商業者に経済波及効果が出ていることも事実であり、インター周辺の第一次玄関口として、

それなりの顔となったこと、また、「アウトレットパーク滋賀竜王」の名前から「竜王」の名前が格段に広まったことを感謝いたしているところでもあります。当然のことながら、インターが近い、人が集まる場所として、ポテンシャルが高い、有望な場所として、開発には町も積極的に取り組まねばなりません。

アウトレット開業により、M社と竜王町の関係は切っても切れない強いものが出来たわけでございます。M社は不動産部門から流通部門他、総合力を持った巨大企業ですので、町の調査活動とあわせて、相談もさせていただけるのではないかなという具合に考えているところでございます。

さらには、広大な土地を所有しているS社の将来構想を早く示してもらおうべく積極的に働きかけていくことが、竜王町にとって大切であることは言うまでもございません。いずれにいたしましても、機を逸さずに将来展望が開けるように、スピード感をもって対応してまいりたいと考えているところでございます。以上、山添議員のご質問に対する回答といたします。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** それなりのお答えをいただいたかなというふうには思いますけれども、しかし、私が最初の質問で申し上げているように、このアウトレットへお越しになっているお客さんを、何か我が町のためにもっとほかのところに、それは近ければ近いほどいいわけなんですよ、また招いて、何かそこで、簡単な言い方をしますと、お金を落としていただけるような、そういう施設あるいは会社、そういったものができないか、それを町主導でやってくださいねということをおっしゃっているのですよ。県有地とかいろいろおっしゃっていただきましたけれども、それはそれでいいわけなんですけれども、そういうことを私はお聞きしているわけなんですよ。

せっかく、何百万人ですよ、本当に考えられない数字、それをただ道の駅とアグリパークで、それだけですべて賄っているのだというのではないと思うのですよ。その辺のお答えをいただきたい、それを聞いているわけなんです。

町長も先ほどおっしゃいましたが、S社の広大な、まだ残っているのが300haですか、それからM社のアウトレットのところのすべて土地は、やはり薬師から全部渡ったのですよ。薬師の我々の先祖・祖先が築いてきたもの、すべてS社に託したのですよ。それを、S社の勝手かも分からない、しかしながら、やはりそういう気持ちを汲み取っていただいて、そういう町のためにもなることなんだから、町としても頑張っていたいただきたい。財政逼迫というふうに確かに聞いてお

りますが、しかし、そういう投資は、後々、将来のためには、その時点での、ここで言っているように、足許だけを見るのではなしにというのはそういうことです。そういう投資は絶対に必要と思います。再度お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添議員の再質問に対しまして、竜王インター周辺の町有地の事業可能性調査の状況を申し上げて、回答とさせていただきます。

先ほども回答で申し上げましたように、竜王インター周辺のS社から寄付をいただきました16haを含め、このたびS社所有地も含め、42haの市街化区域への特定保留地域ということで認定をされたところでございます。町有地を核に、また周辺のアウトレットパーク・竜王インター、それぞれの施設を連関するような形で活かす形で、この調査を進めてまいりたいと考えております。一体的に検討を進めることが大変大事かということで、今現在、準備を進めております。

その中で、まずは竜王町の土地以外にS社の、竜王町の土地とS社の土地が基本的には地権者でございますので、S社との今後の構想づくりについて協議を始めたところでございます。

あわせて、従前の小口工業用地につきましても事業推進を図っている段階ではございますが、残り区域も限られた面積となってきました。そういったことを含めてインター周辺の全体構想を、この調査の中で固めてまいりたいと考えております。

なお、県有地の市街化区域、さらには特定保留区域というのは、5年、5年の節目を迎えております都市計画法上の一定の節目がございます。しっかりとその時期をめざして、一定前向きな、一定積極的な具体的な検討も含めて、その行動を起こしてまいりたいと思っております。以上、私の方からはインター周辺の町有地の事業可能性調査の準備段階の状況を報告いたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） よろしくお願ひしたいと思いますよ。再々質問で、E社の話ですが、E社はこの6月4日と11日の土曜日に、松が丘において説明会をされたというふうにお聞きしておりますが、内容までがちょっと、どこまで説明されたのかということら辺が、我々のもとに入っておりませんので、どんな内容だったのかと。その説明を11日には町サイドも聞いておられるということでございますので、町サイドではそれをどのように受け取ったのか、解釈したのかというこ

とをお聞きしたいと思います。

ただ、先ほど「法律に違反してなかったら何でもいいではないか」というような話が出たようでございますけれども、私は、それはおかしいと思うわけです。それから、これは住民さんからお聞きしたのですけれども、町長はこの話を長い間知らなかったというようなお返事をなさったと。今の第五次竜王町総合計画の説明会の席で、松が丘の住民さんにそのようなお言葉を発せられたということでございます。町長がそんなことでいいのかというような話も出ておりますので、あわせて最終質問でよろしくお聞きしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** ただいま山添議員さんから、E社の地元説明会の内容についてということでご質問がございました。6月4日と11日に開催をされたということでございますが、4日につきましては、私どもは参加をさせていただいておりません。11日につきましては参加をさせていただきましたので、概略についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、4日の段階で、事業者の方が事業説明ということでございますので、事業説明をするということでございましたが、その時に、ご承知のとおり意見書が出たということで、そのことに4日の段階では終始したような状況だったということでございます。

そのことで、事業者の方が回答ができない部分が多々あったということで、それを再度11日に回答するというふうなことで、事業説明ということになったということでございます。

特に意見書の関係は事業者の方で説明をしているわけなんです、事業内容、そして具体的に今、地元からの「こういった場合にはどうか」と、こういった質問について事業者側が回答をすると、こういうふうなことになったところでございます。そこにはE社と、そしてまたその事業を設計した設計会社、また建設会社も参加をして、技術的なことの質問への対応をされていたということでございます。

特に、地下タンク等があります関係で、そういったものの安全性であるとか、そういったものについては当然、地元の方からも質問をされております。そして、一番心配である、現在は廃油を運んできて、そこで一旦保管をします。そして、関東の方へその廃油をまた運んでいくと。そういう中継基地ということであるわけですが、将来にわたって、そこで将来いろいろな施設を建てる計画があるのか、

ないのか、そういったことを地元の方も質問をされていたと。そのことについては「ない」ということで回答しているとか、そういったことと、あと、いろいろな心配、想定される部分についての答弁を求められていたということでございます。

あと、行政の方につきましても、行政としてどうなのかというところ辺でありますけれども、先ほど榎木政策推進課長が申しあげましたように、企業のそういった事業活動でございますので、一定の法なりをクリアして事業活動されることについて、こちらがそこに対して介入するような、そういったものでございませぬので、そこについては、私どもはその事業を住民との間で問題のないように監視はしなければならない、そういう立場であります。そういった意味では、公害防止協定も締結をしているということで申し上げておったところでございます。

あと、住民の方からは、やはり、そういった不安がないように事業を展開されるべきだということでございますので、若干、いろいろな細かな話まで、「想定外のことに對してどうするのか」というふうな質問もされておったわけでございますが、「万全を期する」と、こういうことをE社の方では申し上げておったというようなことでございます。

町に対して住民の方からも、松が丘は工業地域に隣接した住宅地であると、こういった認識であることについて、改めていろいろなことをやはり考えてほしいと、こういうふうな要望があったところでございます。これにつきましては、先ほどもございましたように、公害防止協定も締結をしながら、きちんと監視、そしてまた事態の対応については様々な指導も展開をしなければならない、そういうようなことで私どもは考えているところでございます。

概要ということでございますので、以上のようなことを申し上げまして回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添議員さんの質問でございますけど、役場へ上下水道の申請をして来られた時に、事業内容が分かったと、こういう経緯でございます。したがって、そのあと私のところへすぐあがってきたわけでありまして、私は、すぐさま調査に入るようにということを指示いたしました。そこで、松が丘さんにはその分、やはり時間的に遅かったということで、お断りも申し上げたところでございます。

山添議員さんは、やはり町の将来に向かって総合プロジェクトが大事であると、

こういうご指摘ではないかなと、ご意見ではないかなという具合に思います。先日、地域創生まちづくり特別委員会でも私、申し上げましたけれども、これからの将来にとりましては、皆さんの知恵、皆さんのお力ということをあわせて、議員の皆様にもいろいろと加わっていただきながら、プロジェクトに当たってまいりたいという具合に思っているところでございます。お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添勝之議員。

○6番（山添勝之） 次の質問に移らせていただきます。

「学校におけるこれからの防災訓練」。早3か月が経ちますが、このたびの東日本大震災でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

まさにその時間帯は、小中学生にとって授業終了、下校する生徒が多かったと聞いております。各地域を同等比較はできないわけなんです、いまだ学校にいた子どもたちは、集団避難をしております。それにより、多くの子どもたちが無事助かったのですが、その場での的確な状況判断を含む、日ごろの訓練の賜物と評価されております。

ここ竜王においては、幸いにして近年大きな災害の発生はございませんが、「想定外」が起こっているのが今回の災害であり、いつどこで何が起こるのか分からない自然災害の恐ろしさを見せつけられたわけでございます。そこでお訊ねいたします。

竜王の小・中学校では、避難訓練は年何回、どのような方法で、あるいは想定でなされているのでしょうか。今回の震災においては、従来型避難訓練では役に立たなかった地域もあったとのことでございます。それは「想定外」であったという事実です。竜王で行われている従来型避難訓練で、すべてよしとされておられるのでしょうか。お考えをお訊ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 市田学務課長。

○学務課長（市田太芽男） 山添勝之議員の「学校におけるこれからの防災訓練」のご質問にお答えいたします。

まず、「竜王の小中学校では、避難訓練は年何回、どのような方法、想定でなされているか」のご質問ですが、平成22年度実績については、小・中学校3校とも年に3回、各学期1回を目安に避難訓練を実施しました。

竜王小学校では、1学期は火災を想定した避難訓練を実施し、各学級からの

避難経路の確認とグラウンドまで実際に避難する訓練を実施しております。2学期は不審者侵入を想定した避難訓練を実施し、不審者が侵入した際に校内放送により速やかに体育館へ避難する訓練を実施しております。そして、3学期は、阪神・淡路大震災規模の地震発生を想定した避難訓練を実施しております。

竜王西小学校においても、竜王小学校とほぼ同様の時期に同様の内容で実施しております。

竜王中学校では、すべて地震による火災を想定した訓練を実施しております。

竜王幼稚園および竜王西幼稚園においては、概ね月1回、年間10回程度の避難訓練を実施しております。不審者侵入を想定した訓練、火災を想定した訓練、地震を想定した訓練を各学期に1回ずつ実施するとともに、加えて職員による初期消火訓練や不審者侵入の際に園児を保護者に引き渡す訓練等を行っています。

続きまして、「竜王で行われている従来型避難訓練で、すべてよしとされておられるのか」のご質問にお答えします。本町におきましては、平成7年の阪神・淡路大震災以降、国や県の指導に従い、構造耐震指数（ $I_s$  値）0.7以下の町立の学校および園の校舎について、平成9年度から平成12年度にかけて耐震化工事を順次実施し、町立の学校および園すべてにおいて、 $I_s$  値0.7を上回る耐震構造となっています。

国の基準では、 $I_s$  値が0.6以上であれば、震度6強以上の地震に対しても倒壊する危険性が低いとされています。ただし、議員仰せのように、震度6強を上回る「想定外」となれば、いくら耐震化工事がなされていても倒壊等の危険を回避することは難しいかも知れません。この点に関しては、現時点においては対策が難しい状況であります。

また、地震発生の予測が難しいことは周知のことではありますが、国は緊急地震速報の普及により、いち早く地震を察知し、その対応や避難を行うよう指導していることは、議員もご高承のことと存じます。昨年度、本町の小・中学校では、先ほどお答えしました避難訓練に加え、彦根気象台の指導のもと地震のメカニズムを学習した後、緊急地震速報に基づく避難訓練を実施しました。このことは県内初の試みで、先進的な取り組みとして新聞やテレビで報じられました。

次に、幼稚園での取り組みを申し上げます。これは、今年度から幼稚園で採用された防災ずきんです。日常は座布団として使用し、非常の際は頭にかぶり、

避難を行います。これも、東日本大震災後の新しい取り組みでございます。

なお、各学校園は、消防計画および防火管理者名を管内消防署に届け出て、日ごろから関係機関と綿密な連携をとっております。あわせて、各学校園の個々の防災計画については、毎年4月中に教育委員会に提出することを義務づけており、常に評価と改善について指導をしているところです。

教育委員会としましては、従来型避難訓練に加え、このように新しい取り組みについても実施しておりますが、これらのことにより「すべてよし」とは当然考えてはいません。今後も国や県の指示や指導を踏まえながら、子どもたちの安全確保に積極的に取り組み、より効果的な防災訓練の実施に努める所存です。以上、山添議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** いろいろとやっていただいておりますのでございまして、今の防災ずきんは、非常に感銘したところでございますが、訓練というのは、ひとつの教育ですね。防災教育であると思います。その教育をされるのは教師であろうかというように思います。

先ほどのお答えの中にも、教師がいろいろと勉強もしているのだという話がございました。ここでもう一度、再度、教師に対する教え、マニフェストというのですか、教師に対する「どのような場合にはどのようなことをしなさいよ」とか、あるいは、「教師独自の考え方でこのところはやりなさいよ」というような方針があるかと思うのです。それをお願いしたいと思います。

というのは、先の大震災において、あるところで、マニュアルで決まっているところを全部集めてやっているところは、すべて、残念ながら子どもたちを含め亡くなったと。ところが、ある教師の発想で、裏の山にすぐ登って3人ばかり助かったというようなことがございましたね。そういうのは、やはりその時に先生がパッと浮かんだことをサッと実行したということかと思うのですよ。竜王ではそこまでする必要がないのかも分からない。けれど、先ほどから私も言いますが、課長の方も「想定外」という話です。やはり万全を期すという意味でお聞きしたいと思います。教師に対する教育はどのようになさっているのかということで、よろしくをお願いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 市田学務課長。

**○学務課長（市田太芽男）** 山添議員の再質問に対してお答えをいたします。

本町といたしましては、平成7年1月に発生しました『阪神・淡路大震災後の



学校等の防災体制の充実について』と題しました文部科学省の示す報告に基づきまして、防災教育を進めております。この報告においては、防災教育の基本的な考え方として、まず第1に「日ごろからの防災上必要な安全教育の徹底と避難訓練等の徹底を図ること」としております。また、第2・第3いろいろございましたが、特に「災害時における児童・生徒の安全を守り、被害を最小限度にとどめるうえで、教職員の防災教育に関する指導力や災害時における防災対応能力・応急処置能力を高めることが極めて重要である」としてあります。

中でも、教職員の防災教育に対する指導力は大変重要であり、阪神・淡路大震災においては、多くの教職員が避難所の運営と救援業務に尽力し、復興に寄与したこと。具体的には水や食料の分配、救援物資の管理、清掃・衛生管理等の避難所運營業務に従事したほか、災害本部との連携に大きな役割を果たしたとされています。

また、中学生が避難所の中で自らの役割に気づき、積極的に被災者の方々と交わり、進んで避難所生活の運営に参加したことなども、東日本大震災では続々と報告されていることは、ご高尚のことと思います。これら一連の報道は、これまでの日本全体の教育の成果であると捉えられて、評価されています。

本町におきましても、防災教育に関連する事柄については、児童・生徒の発達段階を考慮しながら、カリキュラムに位置づけて取り組んでおります。

特に中学校の道徳においては、小学校での指導を基盤に、自他の生命尊重や社会への奉仕、公共の福祉と社会の発展に尽くすように努める心を育てるよう、教材を工夫するとともに、体験的な学びができるよう5日間の勤労体験学習を、総合的な学習の時間を活用して実施し、成果をあげています。

なお、教員のことでございますが、この5月の連休を利用して、竜王中学校の2名の教職員がボランティア休暇、または年次有給休暇を取得して、東北地方へボランティア活動に参加しております。

このことは、個人的な参加だけにとどまらず、現地の状況について授業を通して子どもたちに熱く語りかけるとともに、現地で撮影してきた写真等について廊下に掲示するなどして、生徒に対して強く指導しているところです。

このように、学校教育において教職員の果たす役割は、学習指導のみならず多岐に渡っています。特に防災教育をはじめとした安全教育については、「生徒指導」として大きく捉えています。

「生徒指導」とは、一人ひとりの児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図

りながら、社会的資質や行動力を高めることをめざして行われる教育活動を指しております。「学習指導」と並んで、学校教育においては重要な意義を持っております。各学校においては、生徒指導が教育課程の内外において、一人ひとりの児童・生徒の健全な成長を促し、児童・生徒自らが現在および将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざして実施しております。

これらのことから、教育委員会としましては、道徳をはじめ教科特別活動、中学校においては部活動等、すべての教育活動を通じて行われる生徒指導の充実を図るよう、指導・助言を行っております。生徒指導の基盤となる児童・生徒理解に始まり、望ましい人間関係づくりと集団指導や個人指導について、それを指導していく教職員の向上も含め、国や県の研究指定も受けながら日々努力しているところです。

震災等のいざという時、自分で判断し、どう行動し、また、互いに助け合う子どもを育てることが防災教育の目標でもありますし、これは、普段の学校生活すべての目標でもあります。友だちづくりや集団づくり、道徳教育など日ごろからの学校生活からそうした心が育まれるものと思います。今後とも国や県の指導・助言を受けながら、子どもたちや教職員の資質の向上も踏まえながら、地震等の災害に対して、より一層充実した対応や体制が整えられるよう努力したいと考えています。以上で回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、山添勝之議員。

**○6番（山添勝之）** それでは、3問目の質問に移りたいと思います。

「これからの地域防災訓練」。毎年、防災の日に行われている地域防災訓練について、それが意に即した行為であるか、検証する必要があるのではないかと考えます。すべての地域を確認したわけではございませんが、一部マンネリ化して実りのある訓練ではないように思われます。これらのことは各地域の問題ではございますが、今回の大震災を踏まえると、町の改めての指導が必要ではないかと考えますが、どうでしょうか、お訊ねいたします。

ハザードマップを配布してあるから、それで義務は果たしているとお考えでは

ないでしょうね。以前に行われていたように、町長あるいは消防団長等が訓練先を視察する等の方法も必要ではないかと思うわけです。そして、防災の意識をもっと高揚していかなければならないのではないのでしょうか。これらの問題に対する町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 山添勝之議員の「これからの地域防災訓練」のご質問にお答えします。

「備えあれば憂いなし」、よく言われる言葉であります。今回の東日本大震災は、その言葉さえも覆すような事態となりました。さらに新たな備えが必要となったということだと認識をしております。この「備え」こそが訓練でもありません。

本町では、これまで防災訓練の実施につきましては、総合防災訓練として各地域の状況に応じた訓練を実施いただき、議員仰せのとおり、災害対策本部から町長や消防団長等が視察に伺うという訓練形態をとっておりました。

その後は、町内3つの防災区を順次拠点とする総合防災訓練を取り組んできました。それぞれ防災区内の各区代表参加型訓練でありましたが、災害現場での対応や関係機関との連携などに住民の方も参加いただくなかで、一定の啓発につながったところであります。

阪神・淡路大震災以降、これまで以上に「自助」「共助」「公助」のそれぞれの役割の重要性に鑑み、自主防災組織の確立と活動、とりわけ平常時の防災活動の活性化がその教訓から叫ばれてきましたことから、各区で組織いただいております自主防災組織による訓練に主体を置くこととしてまいりました。

災害が発生した場合、まず避難から始まります。住民の避難や安否確認に重点を置き、各自主防災組織において訓練内容を計画し、実施いただいているところです。この計画には、地域で消防団や民生委員児童委員も参画いただき、各地域の実態に合った計画を立てていただいております。

町といたしましても、区長会・消防団幹事会・地域安全推進委員会などの場において啓発資料等を配布をし、地域での自主防災組織による訓練をお願いしているところでございます。区長様には、滋賀県が作成をいたしました自主防災組織活動マニュアルを配布させていただいております。

ご指摘のハザードマップでございますが、全戸配布はいたしてはいますが、各家庭で眠ることなくご活用いただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

す。

加えまして、災害時に避難等の行動をとるのに支援を要する人々、例えば介護を要する人・障がい者・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国人など、災害を避け、身体や生命の安全を確保し、避難生活を継続するためには、自主防災組織が果たす役割は大きなものがございます。こうした災害時要援護者支援態勢を日ごろから話し合い、迅速に支援できるよう訓練いただくようお願いをしています。

まずは、自分の身は自分が「自助」。そして地域の人々は地域が「共助」。個々のところが機能するよう地域防災訓練の充実を図ってまいりたいと考えております。

琵琶湖西岸断層については周知のことでございますが、近年のゲリラ豪雨による全国の被害状況からも、天井川を配する本町特有の地形から、水害への意識を防災訓練を通して高揚せねばならないと痛感をしているところでもございます。

最後に、来る7月23日（土）、自治会連絡協議会が主催され、町内の危険箇所での現地調査と自主防災訓練について防災研修会をされますことを申し添えまして、山添議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） ありがとうございます。

これは残念なことながら、私の所属しているところだけなのか、分かりませんが、当初、こういう問題が起こった時には、日本人は新しい物に非常に飛びつくという、そういう心がもろに表われていたかなというふうに思うのです。

新しいことをすると何でも一生懸命やって、それから段々マンネリ化してしまって、私が最初の質問に書いたように、今は子どもたちは参加しない、「なんで行かんなんの？」という、そんな感じになってしまっているということで、先の質問にも言いましたように、学校での防災訓練の重要さというのもこれからは含まれてくるかと思うのですが、何か新しそうなことを注入してやると、またそれがきちんとした体制となっていくのではないかなと私は考えるわけなんです。だから、町として何かその方法はございませんかということをお願いしているわけですが、それと、これも先ほど申しましたが、地域の問題かも分かりません。しかし、私の今関連しているところは、避難先の方が危ない。「危ないところを通して避難してどうするのか」と。今の課長の話ではないけれども、天井川を越えて避難しなければならないと。しかも天井川の一番下のところで。というようなところに避難していますよ。そんなことがあるのかと思ってしまう

のですよ。

だったら、その地域が直したらいいではないかというのが普通の考え方も分からない。しかしながら、やはりそういうことが、言えばリーダーでもいろいろありまして、できるリーダーもあれば、いろいろとあるわけなんですよ。だから、やはりそういうところは、今度見ていただくということらしいので、そういうところ辺も話が出たらいいかなと思うのですが、やはりケースバイケースだと思うのですよ。何でも公民館に集まったらいいというものではないわけですよ。この間の東日本大震災でもそうですよ、学校へ集まったらいいというわけではない。それといっしょで、その辺の視点を変えていただきたいなと。

例えばA在所が今ここに集まっているけど、これは危ないのと違うか、こちらの方がいいよというようなことを、やはり町サイドからアドバイスをしていただきたいなというふうに思ったりもするので、これは別に要望というよりも、そういうものの考え方、まずそれをやってもらえるかどうか、課長、お願いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

各区にそれぞれ第1次避難所というのを設けていただいております。多くのところが、確かに地域の集会所なり公民館といったところになってございます。そしてまた、広域避難所ということで第2次避難所が、例えば中学校であるとか、そういった大きな公共施設というふうになってございます。

これにつきましても、今回の東日本大震災を経験もしながら、避難所が危険であると、ただいま議員仰せのとおりでございますが、そういったところを避難所にしていることを考えていかなければならないということで、1つには、地域防災計画の見直しもしなければならぬというふうに考えているところでございます。

こういったことから、それぞれの避難所、この地域はどこに避難をするのが一番いいのか、そういったことは地域でも議論をいただきながら、それこそ地震・水害、場合によればそれぞれ避難所を分けなければならない、そういったことも地域によっては考えなければならないと思いますので、地域でも議論いただきながら、地域防災計画の見直しとあわせて、その辺についてはまたいろいろと地域とも意見交換もさせていただけたらなというふうなことを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） お答えの趣旨は、たぶんこうであろうというぐらいは分かったのですけれども、やはりそれができない在所もあるわけですから、そういう指導をお願いできませんかということでございます。

それと、今度は教育委員会の方になってしまうのですけれども、地域を守っていくのには、やはり住民としても子どもたちが関わってくることが非常に大きなことかなと思うのです。例えば中学3年生が、課外活動として、自分のところの在所でいいのですが、各在所を回って、そして、ハザードマップを持ちながら「ここは危ないのと違うか」「じゃあ、こういうふうにしたらどうか」というような、そういう勉強といいますか、そういうことも考えられるのではないかなと。大人は子どもたちがそこまでやってくれたら、やはりこれは、「子どもらがやっているのだから、ちゃんとやろう」と話になっていくのではないかなというふうに、子どもを使うというのではないけれども、子どもたちは子どもたちで、それは大きな勉強ですよ。地域の勉強ですよ。そういうことも考えるので、私はいわゆる「公助」のことばかりを言いましたが、「自助」、その面から見ても、子どもたちも「自分のところの在所はここへ避難したらいいのと違うか」「こんな時はここへ避難しよう」というような話ももっていったらいいのではないかなと思うのですが、教育長、お考えをよろしく願いますか。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 山添議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

実は、先ほどの学校の防災教育についてのご質問のところ、もしご質問がありましたらということで、子どもたちの今後の活動として、実はそのことを入れておりました。用意しておりました。

安全点検というのをさせておりますけれども、そして、安全マップというのをつくらせているのですけれども、こういう事態になりますと、やはり、もっと突っ込んだ、今おっしゃったような、自分たちの地域の安全をもっと詳しく点検して学習するという、自ら防災教育に関わっていくと、主体性を育てるという意味で、そういう学習をしていきたいということを述べさせていただこうと思っていたところでございます。

実際、今後こういう活動を学校教育の中に取り入れていくべきではないかと、そういう時期ではないかと考えているところでございます。お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。6番、山添勝之議員。

○6番（山添勝之） 大人は、子どもの言うことは大変しっかり聞くとお思いますので、よろしくお願ひしたいとお思います。

続いて、第4問目です。「広谷川の改修と祖父川について」。薬師の永年の要望であります広谷川の改修は、一部善光寺川方向については完了しておりますが、未着工部分が多く、現在は湧川へ合流されていることは周知のとおりでございます。今日に至るまで紆余曲折あったことは承知しておりますが、今後どうしても急ぐ必要があるとお考えます。現在の改修予定状況をお訊ねいたします。

このたび小口地先に計画されておりますW社とE社の排水が、広谷川へ放流されるものとお考えます。E社については既存のM社の調整池を通じてと仄聞しておりますが、排水量が増えることには間違いございません。そこに大雨等の一気水が出た場合、広谷川・湧川・祖父川の合流点は大変なことになると予測されます。今でも大雨時には混んでいるのです。当局の対応をお訊ねいたします。

また、岡屋地先県有地開発にあたり、その排水はすべて調整池から祖父川へ放流と聞いております。今でも大雨時は増水し危険な状態です。祖父川の許容水量を考慮しての、岡屋より下流の改修計画をお訊ねいたします。

私は、その排水を広谷川等に分水すればどうかと思うのです。そうすれば広谷川から善光寺川へ流れるために、祖父川だけに負担が及ぶということはないとお考えます。想定外の災害を考慮し、万全を期すことは不可欠であります。県に対しての要望はさることながら、町自らも住民の安心・安全のために努力しなければなりません。町長、どのようにお取り組みいただけますでしょうか、お訊ねいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 山添勝之議員の「広谷川の改修と祖父川について」のご質問にお答えいたします。

砂防河川広谷川の改修工事につきましては、薬師自治会の長年の懸案事項で強い要望として取り組んでいただいた結果、滋賀県東近江土木事務所において、滋賀県費予算による砂防工事として、平成15年度から国道477号横断管渠工事から着手していただきました。

しかし、官民境界や民境界に問題が生じ、解決が見られなかったことから、平成17年度途中から事業が中断しております。県の財政事情も相まって工事進捗が図れず、現在に至っております。

平成22年度、地元自治会等関係者のご理解とご協力によりまして、地元責任において用地協力する前提で、予算のことも考慮し、既改修地点より湧川合流点までの間、詳細測量と詳細設計の修正に取り組んでいただいております。

今年度におきましては、地元への説明と協議、さらに用地協議を進めさせていただき、ご了解を得る中で、少しでも早く工事着手へと考えておりますので、地元関係役員さんをはじめ議員皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、小口地先の市街化区域の開発に伴い、大雨等の出水が出た場合の対応につきましては、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川に入る前に一時的にためる調整池の設置によりまして徐々に放流させることで、急激な河川の水量増加による下流地域の被害を未然に防止できるものと考えておりますが、近年の気象状況は集中豪雨が頻発する傾向にあり、個々の河川の機能維持のための改修等について、河川管理者へ要望してまいりたいと思っております。

また、E社については既存のM社の調整池へのことですが、M社と平成14年度に防災施設管理協定を締結しておりますので、これに基づき指導してまいります。

県有地開発にあたり、祖父川の岡屋地先より下流の改修計画と、議員仰せの祖父川の負担軽減のために一部流域を変えればとのご意見でございますが、都市計画法に基づく開発許可制度のもとで開発行為を行う場合、区域内や周辺の地域に被害が生じないように治水対策として調整池を設置するものであり、原則、流域を変更することはできません。河川の改修につきましては、今後におきましても機能維持のための河川改修等を要望してまいりたいと存じます。

住民の安心安全のためには、一定規模の洪水を河道内で安全に流下させるために、伐木等「川の中の対策」は言うまでもありませんが、河川施設の質的向上のために要望も行っていきたいと存じます。

さらに、自助・共助の視点から、地域における防災力の強化も関係機関・関係者との連携が必要と考えております。以上、山添議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） いたも簡単に、岡屋県有地地先の配水・分水についてというようなことは蹴られてしまったわけですけども、本当に考えているのかということが言いたい。というのは、今でも、ご存知のとおり、祖父川はちょっとの雨でもすぐいっぱいになるのですよ。薬師橋なんかもう本当に、この間の雨でもうい



っぱいでしたよ。桁いっぱいまで来ていたのですよ。そんな状態ですよ。

それを県有地などで開発されたら、あれは山だからまだ水を持っているのです。開発されて一気水が出たら、調整池で調整できるものではない。そういうように思うのです。だから、どういうデータでそれが大丈夫なのかというのは、また本当に聞きたいところですが、今日のところはそれはもういいのですけれども、やはりお答えいただくならばそこまできちんとしたお答えをいただきたい、そのように思っております。

私が「分水したらどうですか」というようなことも1つの案として出しているわけですから、「これはこういう事情でこうなります」「こういう事情でこうなんですよ」というふうに説明をいただかないと、質問者から言えば何の答えにもなっていないというふうに考えるわけです。再度、その辺のことをお聞きしたいのと、さっきの部分でE社とM社の話で、M社に対して指導していきますと、どんな指導をするのですか。それをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、祖父川について、私は祖父川の改修のことも聞いたつもりなんです、1つもお答えがございません。現在、県の方から祖父川の部分も順番に改修されているようでございますけれども、その予定はどうなっているのか。各字には1つずつお知らせは行っているのかも分かりませんが、それがどこでどれぐらい、岡屋はいつごろ、小口はいつごろ、薬師はいつごろ、鶴川はいつごろ、須恵はいつごろ、こういう方針、それも聞きたい、そういうふうに思っておりますので、再質問としてよろしくお願ひいたします。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきます。順番は逆になるかも知れませんが、お許し願ひたいと思います。

祖父川の改修につきましては、それぞれ各地域ごとに竹木等の伐採も現在やっ  
ていただいておりますけれども、今年度のそれぞれの事業概要につ  
きまして、各市町の調整説明会が現在まだ行われておりませんので、詳しい時期  
等は分からない段階でございます。

それから、M社の指導でございますけれども、再度、開発をいただきました当  
時の調整池の能力と、今後行われますところの開発に伴います調整池との流量等  
の計算等、再度確認をさせていただき、それに伴いまして指導をさせていただく  
ということでございます。

それから、流域の分水でございますけれども、それぞれの河川に対する流域は

ございまして、それに伴いまして河川改修等をされてきている経過がございまして、善光寺川への流入が増えるとまた、善光寺川等の河川等の計画と言いますか、その断面等がまた変わってきますので、そういうことも踏まえまして、流域はなかなか変更できないということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） まだ決まってないことをお聞きしても、それは仕方がないのかも分からないけれども、何かの席でそれはまた決定すればお聞きしたいと思いますが、しかし、今の村井課長の答弁を聞いておりますと、県有地の開発が26年なんですよね。いまだにまだ祖父川の改修ができてないとなれば、先ほどから私が声を大にして何回も言っていますけれども、それで間に合うのかと。水があふれてという感じ。今でもいっぱいなんですよというのも声を大にしていますよ。

それでなかつ、そこの売り出しはいつからか分かりませんが、とりあえず26年という線が出ているわけですから、やはりそれに間に合うようにするべきだろうというふうに思うのですが、その辺のお答えを最後にお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 岡屋の県有地の開発につきましての祖父川改修計画はどうだというご質問でございます。

基本的に、岡屋の開発につきましては、滋賀県開発公社が行うということで、今現在、環境アセスメントをやっている最中でございます。しかるに、平成25年ということをお聞きしているわけでございます。基本的に、河川と開発地というものは、川の断面が今現在、祖父川では一番薬師橋が断面が小さくございます。それからその裏の鶴川橋が断面が小さいというふうな、祖父川につきましては蛇行と狭小の断面が分離しているというところでございます。

岡屋の県有地の開発につきましては、今現在、計画をされているところでございます。ところが、開発の事業者としては基本的にその断面が飲むか飲まないかということで、断面決定の流下能力を計算されます。それに基づきまして開発がどのようにできるかという計画をされます。ですから、断面が小さければ調整池がすごく大きくなると。例えば、40haの開発をする。そうすると基本的に断面がその流下能力がなければ、これはあくまでも開発ですので、100年に一度の雨だと、いわゆる調整池が必要になってくるというところから、その断面決定を

して、それに基づきまして、その川の水が飲むかということでございますので、基本的に河川改修と開発とにつきましては、現行、祖父川につきましては基本的に日野川に流入しております。日野川改修につきましては、ご存知のようにまだ30年ほどかかって弓削の地先まで来るといふ、それから祖父川改修となりますので、先ほど言われましたように、祖父川につきましては先ほど村井課長が申しましたけれども、Iランク河川に指定しておりますので、祖父川につきましては部分的に改修をしていただいている。ということで、今現在、河川の流下能力が決められておりますので、その部分は当然、県等の流域治水政策室というのですけれども、従来ですと河口課ですけれども、河川管理者が指導してくるといふことがございますので、そのことによって開発がある一定の調整池で制約を受けると。これはすべての開発でも、先ほどご質問のありましたM社の部分でもそうでございますけれども、そういうふうな状況になっておりますので、今後、そのことにつきましては当然、事前に町にも相談がございますし、なおかつ県にも相談をされて、その断面が決定されると。それに基づきましてできるところから開発されるということになりますので、今後、事業者が滋賀県が許可をいただかれて、そして開発されるということになります。

それから、流域変更という、先ほどご回答申しましたけれども、祖父川流域はある一定もう決まっております。と言いますのは、岡屋・山中から湖南市の方から流域が決まっております。先ほど広谷川に流域を変えたらどうかということでございますけれども、流域が若干違います。その間に中の川流域がございます。それも祖父川流域に流れるわけでございますけれども、そういうふうな流域変更をしてくるとなると、高さの関係もございますので、なかなかできないというのが実態でございます。

そういうことでございますので、議員ご質問にありますように、開発についてはそこらも踏まえながら県の指導が入ると。河川管理者としての指導が入りますので、それに基づいて開発がされるということになってございます。このことにつきましては、まだそれについての協議はございません。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次に、10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 私は、滋賀県流域治水基本方針と竜王町地区計画制度について、お伺いをします。

近年、温暖化の影響から集中豪雨が頻発し、全国各地で水害や土砂災害が発生

しています。滋賀県では、今後の治水対策として、いかなる洪水にあっても人命を守り、床上浸水などの壊滅的被害を回避することを目的に、従来の「川の中の対策」に加え「川の外」、つまり堤内における対策も含めた流域治水対策に取り組み、県民や関係機関がそれぞれの役割に応じた水害減災の取り組みを進めながら、「住民と行政の協働型治水」の実現を滋賀県モデルとしてめざしていくとされています。

流域治水の具体策として、「滋賀県流域治水基本方針」が策定されると、今後、条例化に向けた動きがなされており、この条例においては土地利用の規制も組み込まれると新聞報道なされています。私たち日野川沿川の各集落では、「日野川改修促進協議会」を組織し、一日も早い河川改修を望み活動を進めていますが、現在の進捗状況を見る限り、いつ洪水の不安がなくなり、安心できる日々が来るのか見当が付きません。

そこで、まず「この流域治水という名において、洪水を許容するという考え方」について、町当局のお考えを伺います。

また、特に県の条例において河川の浸水区域の土地利用規制がなされれば、町内の北部地域は、「水がつくから人の住めないところ」というレッテルが貼られ、土地価格の評価は下落し、人口減の大きな要因の1つになると考えます。第五次総合計画において「定住人口の増加」を計画目標の1つに掲げておられますが、町の施策とは相反するこの県の施策、条例化について、竜王町としてどのような意見を出され、どのような考え方を持っておられるかをお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 小森重剛議員の「滋賀県流域治水基本方針と竜王町地区計画制度について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、滋賀県は流域治水基本方針の策定を進められており、7月の土木交通常任委員会で議会の議決案件とするかを決められるようにお聞きしております。

竜王町におきましては、ソフト面で日野川に関する浸水想定区域を表した『洪水ハザードマップ』により今日まで浸水の範囲と深さを明示しながら、防災訓練において避難誘導や地域の特性について地域防災意識の高揚をはかってきました。

ご質問の「流域治水という名において、洪水を許容するのか」についてのご質問ですが、ハード整備では計画洪水に基づき整備が進められており、流域治水で

は、万一計画洪水を超える大洪水が発生したときの対応として人命被害を避けることを最優先に、生活再建が困難になる被害を避けていくために対策を進めていくものと理解しております。

また、今後、県の条例により河川の浸水区域において土地利用が規制されると、町内北部地域は「水がつくから住めない」というレッテルが貼られ、土地価格の評価の下落や人口減の要因になるとのご指摘でございますが、土地評価においては、ハザードマップを作成した市町で調査をされたところ、地価に影響があった事例は見られなかったと聞いております。

今後の県条例制定に向けては、どのような洪水に対しても住民の生命を守るための住まい方を、滋賀県は進められようとして取り組まれているものと理解しております。竜王町といたしましては「安心して暮らせるまちづくり」を基本に、床上・床下浸水が想定される地域では、被害を着実に回避・軽減するため、地域の特性に応じた課題を整理し、対応策を研究し、水害に強い地域づくりをめざしてまいりたいと考えております。

このようなことから、自助・共助・公助のコミュニティ力の向上が求められることは、言うまでもありませんが、地域における水害に備える意識の高揚が大切であり、定住人口の増加をめざすためにも地域の弱点を明らかにしながら、浸水地帯に対する対策支援を県へ要望してまいりたいと考えております。以上、小森議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 10番、小森議員。

**○10番（小森重剛）** 回答をいただきましたが、最初に申し上げた「洪水を許容する」というのは、誠にもって、我々沿線に住む住民に対しては侮辱的な対策なんですよ。ということは、今、県の基本方針であげられているのには、「流す・溜める・留める・備える」というような項目で順次あげられている。この中のまさに「溜める」なり「留める」なり、これについては「ある程度は洪水があっても仕方がないですよ」と、我々、今までずっと過去に泣いてきたのは、堤防が切れたこともありますけれども、そうではなくて、内水氾濫と今言われておる中身で、自然に増水をしていくと、内水がどんどん溜まってきて、日野川なり祖父川でせき止められておるから、それ以上は下へ流れませんよと。樋門があるけれども、日野川の水位が上がっておるから、下へは流せませんよと。ということは、拡大解釈すれば、先ほど話も出ていましたように、遊水地なり調整池みたいな感じであっておられるわけで、この部分だけでは、「ある程度下が流下するまでは、こ

ここに溜め置いても仕方ありませんよ」という解釈でしか我々とはとれないわけですよ。そうしたら、「少々水がついても辛抱しておけ」というような、こんなものを基本方針とされ、条例化してもらったら、我々はもう住むところが、そうでなくても今までから「なんとかしてくださいよ」「なんとかしてくださいよ」と言いながらも住んできたわけですよ。それが認められず「少々のことなら」と、それが先ほど申しました「洪水を許容する」という言葉に代わるのかなというふうに思っておるわけです。

そこで、第五次総合計画の中にも「集落周辺における地区計画」ということで、既存の5つの新興団地を除く27集落で5戸ずつ増やして行って135戸、3人平均で400名の定住人口をします。そうなら既存の5つの住宅団地を除けば、全集落入っているわけですね。そうしたら、例えば私の住んでいる弓削を取り上げます。ここは常に水がつくところですよ、これでは建物を建てるについては規制しますよというようなレッテルを貼られれば、よそから来る人はもちろんのこと、我々、実際に今住まいしている、それで新家なりを建てようとするということについて、制限がかけられるわけですね。それと今、町が計画されておる内容と大きくかい離するという中身なんです。

この辺の中身について、この対策協議会か何か県の方へ出られて、竜王町ではこういうことを考えているのですよ、そんなことを考えていただいたらもってのほかですよというようなご意見を出していただいたのか、出していただけてないのか、その辺についてお伺いをします。

○議長（寺島健一） 青木副町長。

○副町長（青木 進） 小森議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

県の滋賀県流域治水基本方針によりまして、「流域治水の名において洪水を許容するという考え方」について、町の考え方はどうかというご質問でございます。

実は私は、滋賀県の流域治水の検討委員会、行政部会というものがございます。なおまた学識部会というものがございまして、また地域部会というものがございます。その検討委員会の行政部会、実はこのメンバーは国あるいは県の関係課、市から6名、町から1名で構成をされておりますが、その町から1名ということで竜王町から町の代表として私がこの検討委員会に参加をさせていただいているところでございます。

なお、行政部会にはこの委員会をはじめワーキンググループというものがございまして、それぞれのその委員の関係する担当町の係長もワーキンググループ会

議でいろいろと意見を述べておるところでございます。

そうした中で竜王町といたしましては、いつも基本的に申し上げている考え方がございます。琵琶湖に流れる滋賀県の1級河川は約120本ございますが、竜王町では14河川の1級河川がございます。そのうち、議員ご指摘の幹線的な1級河川4本につきましてはすべて天井川であり、竜王町の歴史的経緯からも、河川の氾濫に対する危機感は相当高いということとその会議でも申し上げているところでございます。

しかしながら、今日の社会構造の変化、あるいは気候変動等による外力の増大、これは降雨特性の変化、あるいはライフスタイルの変化、また、今の東日本大震災の経験から、想定外を想定外と言わない防災あるいは減災が強く求められていることから、この流域治水への課題は大変重要と認識をいたしております。

そういう意味から、議員ご指摘の、ご批判的なこともございますけれども、いわゆる流域治水基本方針を県が定められるということも、その背景の1つということと認識をいたしております。

ご質問いただきましたように、この流域治水基本方針では、川の中の対策、加えての川の外の対策にかかる、総合的に進める流域治水対策への意見でございます。竜王町は、かつて河川法でございましたけれども、淀川水系河川整備計画ならびに滋賀県の中長期河川整備計画の策定時から、竜王町は一貫した意見を申し上げているところでございます。

まず「流す対策」、あるいは「留める対策」、あるいは「溜める対策」。この「流す対策」は当然、河川改修を含めてでございますので、ただ「留める」とか、あるいは「溜める」ということは、一部浸水も含めてそれで許容するのかという問題でございます。

竜王町は、まず第1番目の意見として申し上げておりますのは、まず第1点目、治水事業により河川の水位を低下させる事業を計画的にまず進めていただきたい。このことにつきましては、滋賀県中長期河川整備計画でAランクの河川が35、ならびにTランクの河川が55ございますが、竜王町の日野川あるいは祖父川もこのTランク河川ということで、県は危険河川ということで整備を進めていこうという回答もいただいております。

それから、2点目では河道内の樹木の伐採など適正な維持管理を、河川管理者（県）の責任においてお願いをいたしたいというように意見を出しております。このことは、竜王町は河川愛護が大変盛んでございます。各自治会の皆さんのご

協力をいただいて河川愛護をやっていただいておりますが、これも段々、やっていただく方が少なくなっていることも事実でございます。また、善光寺川、竜王町の清流会は滋賀県でも名高い活動でございます。そういうことをしっかり県で実態把握をしていただいて、県の河川管理者として適正な指導なり援助をお願いいたしたいというのが2番目でございます。

3番目には、今ご案内の議員の集落もそうでございますが、沿線で集落が実施をしているところについては、堤防の強化を図っていただきたいと。これは日野川・祖父川・惣四郎川もございまして、そういうことを意見として言っております。このことに関しましては、滋賀県では河川堤防のフィールドワークを行って、順次、堤防の強化をしていくということも回答としていただいております。

さらに4点目でございますが、これが少し問題でございますが、いかなる洪水に対しても、氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード・ソフト両面で推進する流域治水対策は、具体的施策の一例として取り組んでいただきたいと。この議員が一番危惧されている、今の方針については、もっと具体的に説明をしてやっていただきたいというような意見を出しているところでございます。

また、議員がご質問の定住人口の増加を含めて、それはどう考えているのかということにつきましては、今、新聞報道でもされております県の条例等、建築・土地利用制限につきましては、各市町から、これは好ましくない、条例でこういうことをするのは好ましくない、あるいはまちづくりのために弊害があるというような意見も確かに出ております。

しかしながら、県といたしましては、新たに規制を加えるものではないと、既に個別法（建築基準法・都市計画法）で決まっているものを、こういった時代だからこそ、県民の皆さんにも再確認を促すものであるというふうに県からは答弁をいただいております。

そうした中で議員ご指摘のまちづくり、竜王町がどういうようにまちづくり、地区計画をするのかということにつきましては、竜王町の考え方がございまして、その辺はしっかり竜王町は竜王町の立場として県にしっかり協議を申し上げて、竜王町のまちづくりができるように対策等を含めて進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 今、副町長から回答いただきましたが、とにかく県にはいろ



いろな方向でものを申しさせていただいておるということはよく分かりました。

けれども、やはり「あそこは水のつくところだ」と、レッテルを貼られることについては、ものすごく我々、今までずっと苦しんできて、また抵抗があるということでございますので、これは強く、やはり、まだまだこれにもう一度レッテルの貼り直しをするようなことのないように、申し入れ等をお願いいたしたいと思います。

それと、それに絡みまして、当然、基本方針が出されて、この9月の県議会の定例会には条例提案はしないような報道がありましたので、それは認識しているのですけれども、いずれこういうような形で条例なりをつくっていつ出されると思うのですが、その場合について、今度は逆に、それを出されてこの方針が決まっていけば、竜王町として今、長期の竜王町の防災計画等々が制定をしていただいておりますけれども、これについて、これにマッチした防災計画を策定のし直しをしていただけるものか、いただけないものか。

例えば、中身を申し上げれば、また私のところの弓削のことで誠に申し訳ないのですけれども、弓削の指定の避難場所は上弓削のふれあいプラザになってございます。下弓削のコミュニティセンターではございません。とすると、自治会にしろ何にしろ、ふれあいプラザの鍵なんてものは、自治会は何も有しておりません。そこへ避難をしようとする際には、どのように避難をすればいいのかというのが1つ。

それともう1つ、前から水がついておる。今、自然に水防倉庫が自然消滅をした状況にあります。そして、県の防災マップの中にもいつの間になくなったような状態にあります。この際、もし条例化され、建物規制等々、「水がつくところですよ。建物規制をかけますよ」というような話になれば、こういうような防災の倉庫なり対策なりを基本的に見直すお考えがあるか、ないか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） ただいま小森議員から質問がございました。

防災計画の見直しをやらなければならないというふうには現在考えております。先ほども申し上げましたが、避難所についても本当にこの避難所でいいのかということが課題としては確かにございます。これについては、防災計画を見直す中で、地域とも意見の交換をさせていただかなければならないかなというふうに思っております。

あわせて、水防倉庫の関係もあるわけでございます。現在、防災区が本町は3つの防災区になってございます。やはりそれぞれにそうした防災の拠点があるのが本来の姿であろうというふうに思いますが、これにつきましては、すぐということにはまいりませんが、これはやはり、非常時の時に必要なものでありますけれども、これまでずっと課題にもなっておりますので、防災計画を見直す中でも長期的なことも当然考えていかなければなりません。と申し上げますのは、いろいろな経費関係も当然ついて回る話でもございますので、そういったこともあわせて検討はしてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

○10番(小森重剛) 今後も誠意ある対処をしていただきますようお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(寺島健一) 2番、貴多正幸議員。

○2番(貴多正幸) 平成23年第2回定例会一般質問として、町民の健康について、お伺いしたいと思います。

平成21年第4回定例会において、壮年層からの介護予防について一般質問をさせていただきました。その答弁の中に、「健康推進課を中心に竜王町地域振興事業団や町教育委員会生涯学習課と連携を図りながら、元気でいきいき暮らせるまちづくりをめざし、健康・保健指導に一層力を入れていく」という、大変町民の健康について前向きな回答をいただいたところであります。

しかしながら、竜王町における特定健診の受診率だけを見ても、平成21年度27%、平成22年度27.7%と決して高い数値ではなく、また、平成24年度を目標年度としている「健康いきいき竜王21プラン」の目標数値よりも下回っていることは明らかです。

そこで、以前の一般質問でも提言・質問させていただきましたが、課を超えて竜王町全体で町民の健康を考えた取り組みをなされているのか、また、第五次竜王町総合計画の中で「健康づくり活動の推進・医療の充実」とありますが、具体的にどのような政策をお考えなのかをお伺いたします。

○議長(寺島健一) 奥健康推進課長。

○健康推進課長(奥 浩市) 貴多正幸議員からの「町民の健康について」のご質問についてお答えいたします。

議員ご高承のとおり、健康は個人一人ひとりが主体的に取り組んでいく課題ではあります。社会全体として健康づくりを支援していくことが不可欠であると

考えます。

町は、すべての住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、病気の早期発見・早期治療にとどまるのではなく、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置き、町民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し、生活習慣病予防を進め、認知症や寝たきりにならないで生活できる期間（いわゆる健康寿命）の延伸を図ることを目的として、住民と行政がともに健康づくりを進めていくため、平成16年度に「健康いきいき竜王21プラン」を策定し、平成19年度にその後期計画を策定したところであります。

このプランでは、「こころの健康づくり」、「栄養・食生活」、「運動」、「歯の健康」、「健康チェック」など、7つの分野において方向性や目標を示しています。

その中で、現在、町で取り組んでいる内容や他の機関や団体と連携して実施している主なものを申し上げますと、「栄養・食生活」では、平成22年度に町内関係機関・団体と連携いたしまして、「竜王町食育推進計画」を策定してまいりました。この計画は、今日まで各機関・団体でお取り組みいただいている内容を体系化したものでございまして、学齢期の食育では、学校給食を通して望ましい食習慣を育み、壮年期の食育では、竜王町健康推進協議会と連携を図り、「野菜食べ隊」の活動を推進し、健康教室において野菜摂取の必要性についての啓発を進めることとしております。

次に、「運動」の分野では、各地域の健康推進員さんとタイアップして健康教室を実施しており、この中で「運動」のメニューを選択される場合には、竜王町地域振興事業団から職員を派遣いただき、運動の指導にあたっていただいているところであります。

課を超えた竜王町全体としての取り組みにつきましては、竜王町地域振興事業団・ドラゴンスポーツクラブ・生涯学習課・福祉課と、平成21年度・平成22年度にはそれぞれ数回ではありましたが、「運動」「健康」「介護予防」のそれぞれの事業の構築について協議を重ね、町等が実施するイベント機会を活用しての健康事業の実施について前向きに検討してきたところであります。

昨年度は、公民館で開催された「五月まつり」において「健康づくり広場」のコーナーを設け、「骨量」の測定、「うつ」チェックなどの健康チェックを行いました。また、平成21年度では、新型インフルエンザの流行で各種イベントが中止されたことなどにより実現には至りませんでした。が、「ドラゴンピック」での「ストック・ウォーキング」や「ドラスポ夏祭り」での「健康コーナー」の開設

などを企画しておりました。

次に「健康チェック」の分野では、竜王町国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、19歳から39歳までの若年健診、高齢者健診、各種がん検診等を実施しています。

特定健康診査の受診率向上のための取り組みといたしましては、がん検診とのセット健診、竜王町商業振興会の「夢カード」の利用、骨量測定の実施、また、今年度からの新たな取り組みといたしましては、対象者に対して受診申し込みとあわせて受診アンケートを行い、このアンケートにより受診申し込みをされない方については回答内容を分析し、該当者への電話などによる個別受診勧奨を行うこととしております。

また、町健康推進協議会の協力により、大型商業施設の街頭にて受診啓発を実施し、これと同時に受診申し込みの機会を設けたり、地域の健康推進員および福祉保健推進員には「健康のおすそわけカード」の配布をお願いし、受診啓発と受診勧奨をしていただく等の取り組みを進めているところでございます。

特定保健指導につきましては、特定健康診査の結果により該当者を抽出し実施することとなりますが、対象者には6か月の期間で、「栄養指導」「運動指導」「保健指導」の項目で専門的な指導を行っております。このうち「運動指導」の項目については竜王町地域振興事業団に事業委託をし、事業団職員により運動指導を行っていただいているところであります。

次に議員から、第五次総合計画の中で、健康づくり活動の推進、医療の充実についての具体的な政策にご質問をいただいておりますが、健康体力づくりに向けた意識の向上につきましては、若い世代から健康意識を高めるため、39歳までの若年者の受診機会の拡充をしており、今年度からは19歳から39歳までの国保加入者および35歳から39歳までの社保加入者の女性の方に対して受診券を送付し、受診勧奨を行いました。

また、先ほどもご説明申し上げましたが、各種イベント機会を活用しての「健康コーナー」の開設や「ウォーキング」などの運動の事業を効率よく盛り込んでいけるよう、関係団体とも調整していきたいと考えております。

次に生活習慣病予防の推進につきましては、「減塩食」や「野菜の摂取促進」など食育教室の開催や、費用負担軽減のためのがん検診の無料クーポンの交付等、また、特定健康診査とがん検診の同日実施や特定健康診査での新たな検査項目の追加等の実施により、受診意向を高める工夫を行っております。

あわせて、特定健康診査からリストアップされてきた特定保健指導対象者以外にも、町独自で対象者を追加してハイリスク者へのきめ細やかな保健指導の徹底を実施しています。

最後に医療体制の充実につきましては、町内開業医との連携を深めつつ、国保医科診療所では週1回の夜間診療を試行されようとしております。また、二次医療・三次医療体制整備につきましては、東近江圏域および滋賀県域での整備となりますが、積極的に町としての関与を深めてまいりたいと考えております。以上、貴多議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 2番、貴多議員。

**○2番（貴多正幸）** 大変丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。

やはり、現状されていることとか第五次に向けた取り組みの中でも、やはり住民自身が受診をしないと、なかなか健康には結びつかない。どうやって受診をしていただくかという意識の向上ですよね。その部分が一番難しいのところがうかなというふうに考えるわけです。

なぜ「課を超えて」というところを強調しているかということ、やはり町民の健康なんて、どこかの課だけが考えているだけでは、もう終わらないのですよね。職員さんとしてどこの課の人でもやはり町民は元気であってほしいと思うし、健康であってほしいというのが一番の願いかなというふうに思うので、やはりそういった、課に縛られることなく取り組みをしていただきたいなというふうに考えるわけです。

非常に今の回答の中でも、受診をしていただくための施策というのがなかなか見えてこないなというふうに思うのですけれども、1つは、いつの時期からが健康に興味を持つというか、今も言っておられた39歳、まあ言えば40歳からメタボ健診、特定健診があるわけですけど、40歳になって特定健診に行くと、例えば腹囲が85cm以上あったらメタボですよと言われて、そこからするのは、私は非常に遅いと思うのですよ。もっと早い時期から。

じゃあ、いつからするのがいいのかなというふうに考えたら、やはり私たちの時代の時では、小学校・中学校では身体測定というのですか、健康診断ではないと思うのですけれども、あの時にもお医者さんから問診等受けたと思うのです。トントンとされたり聴診器を当てて。そういったことで、呼吸などが大丈夫だったら、「次の人、次の人」みたいな感じで流れ作業的な感じだったと思うのですけれど、そういったお医者さんに、例えば身体測定の前10分間でも健康につい

て教えてもらいたいなことをして、小さい世代から、小学校ぐらいの世代から、自分の身体は自分で守っていかなければならないのだというような教育をしていくのも、1つ私は必要ではないかなというふうに考えるわけですが、そういったところ、教育長はどのように思っておられるか、お考えをお聞かせ願えますか。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 貴多議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在、例えば竜王町の子どもたちの「う歯」の低さは県下でございます。これは、単にフッ素洗口しているだけのみならず、保健師あるいは診療所の先生にお越しいただきまして、講話と言いますか、子どもたちへの授業をしていただいていると、こういうことが成果となって子どもたちの意識を高くしているということがあげられます。

同じように、同様に毎年6月までに子どもたちの健診を済ませるわけでございますけれども、それが単に問診だけ、あるいは歯の検査だけというふうなものに終わらず、より前向きにそういうことも取り組んでいく必要があろうかと思えます。

ただ、教科書等で教えます保健の授業におきましては、年々改善をされておきまして、そういった子どもたちの自覚を促す、そういう取り組みになっておりますし、次々と新しい分野も組み込まれておりますので、そういう意味では改善はされていると思われませんが、より一層、竜王町の子どもたちが自らの健康について考えるような指導に前向きに考えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 大変、小さい世代からの健康についての取り組みも考えていただけるような感じでしたので、すごくありがたいなと思います。

最後になりますけれども、今度はいったいどういった取り組みをしていくかというところにやはり着目しないといけないと思うのです。第五次竜王町総合計画でも、先ほどいろいろな説明・回答をいただいたわけですが、やはり今すぐしていかないと、なかなか10年後にそういった今していることの成果なんて見えないのですよ。というのは、先ほど教育長の方から歯科の話が出たのですけれども、歯科診療所の小島先生に私はちょっと聞きました。「8020運動」、竜王町の方だとほとんどの方が知っておられるのと違うかなと思うのですけれども、80歳で20本の歯を残す運動ですね。日本歯科医師会が段々言っていた

みたいな感じなんですけど、先生に聞くと、竜王町では平成10年ぐらいから8020運動をしてきたのではないかというふうに言っておられました。先生に「実際どれぐらいで定着したと思いますか」と聞いたら、やはり「5年か6年がかかったのと違うかな」と。やはり一番最初に8020運動を提唱されて、次の年にパッと成果が出るわけではないのですよね。5年、6年、さらには10年かけて長いスパンで見えていかないとだめだなと思うのです。

小島先生にいたっては、車のナンバーも「8020」にされて、走りながら啓発をされているような、私は非常に素晴らしい先生だなというふうに思うわけですけれども、ここに、今月の7日の読売新聞を持ってきました。ここに、『湖南市長がメタボ健診』というふうに書いておられて、湖南市長が6日に保健センターで特定健診を受けられて、「体重や腹囲の検査値について7月から月1回、市のホームページ上で公表し、生活習慣病の改善を図るとともに、市民啓発を続けていく」というふうに書いているのです。これを見て受診率が高くなるというふうには思いませんけど、すごいピーアールになるのと違うかなというふうに思ったのです。

こういった取り組み、心にドカーンと響くような、何かこういったことをしないと、なかなか、今いろいろないい政策とか、いっぱいやってくれているのに、行かなかつたら意味がない。行くための何かをしないとだめだと思うのです。

最後に町長に、そういった湖南市長と同じことをしてくださいと私は言っているわけではないのですけれども、やはりそういったことについてどのようなお考えを、受けてもらわないとだめなんですから、受けてもらうために町長としてどのようなお考えを持っておられるのかお伺いして終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今いろいろとご意見をお聞きいたしておりました。私は、竜王町の皆さんがやはり毎日、健康で明るく過ごしていただくことが、町にとってこれからの一番大切な要素であるということも皆さんにお伝えいたしているところであります。

そういった意味から、貴多議員さんが町の皆さんの健康についていろいろと心を配っていただいていることに対しまして、本当に感謝申し上げたいという思いであります。

今、高齢化が進んでおりまして、特にこれからはお年寄りの皆さんの健康がや

はり大切な要素にもなってこようかという具合に思います。あわせて、健診は20数パーセントの受診率であるというようなことから、町の健康への取り組みをどうしていくかということでございますけども、1つには今、町に102名の健康推進員さん登録がございます。今年新たに14名の方が受講してくださることになりました。このことは私、非常に心強く感謝しているところでございます。

議員さんが「役場を挙げて取り組み」と、こういうご意見でございました。同時に、こういった各お在所でご活躍いただく健康推進員さんが、例えば自分が勉強した中から、「ちょっと役場の健診に行ったらどうや」と、そしてまた「病院に一遍行ってみたらどうや」と言ってくださることが、これから大切になってくるのではないかなという具合に思っております。

したがって、今年14名の皆さんがご参加くださった開講式で、私はやはり、まず自分自身が健康にならないといけない、そのための勉強をしてください。次には、地域で自分が勉強したことを広めてください。そして、役場から目の届かない、手の届かないところはたくさんございますので、皆さんがその先頭に立って、やはりこれから少なくとも病状が進まない、そしてまた健康な方は健康を維持していただけるようにというお取り組みをいただきたい。すなわち、できたら先ほど課長が申しあげましたように、介護のお世話にならなくて済むように、できたらお1人でも寝たきりの方が少なくなるように、私は、竜王町から寝たきりの方は、願わくばもうゼロであってほしいなというのも皆さんにお伝えしているところでございます。

こういった意味から、この1万3,000人の人口の竜王町の皆さんが、どこかで早期に健診を受けられ、そして病気も重くならないように、そして進まないように、こういったことで町民の皆さんの協力を得ることと、また行政もそういう面で一生懸命取り組まないといけないという思いでおりますので、引き続きまして健康問題へのご指導とご鞭撻を賜りたいという具合に思います。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 次に、7番、菱田三男議員。

**○7番（菱田三男）** 私は、人事考課導入について質問します。

平成21年第2回定例会において、町職員の勤務評定の現状について質問をさせていただきましたが、松瀬課長の答弁の中で、平成21年度については試行で、平成22年度実施を目途にしているということでした。また、竹山町長の答弁の中では、人事考課の制度を竜王町なりに確立するために講習会や勉強会を重ねて



いるとのことでした。つきましては、現在に至るまでの経過と、勤務評定の実態についてお伺いをいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 菱田三男議員の「人事考課の導入について」のご質問にお答えをいたします。

まず、本町の実施状況をご説明申し上げます前に、当制度の実施根拠の1つであります「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」の動向についてご報告申し上げます。

本法案の内容は、先行して改正・施行されました国家公務員法と同様、地方公務員法中に、主に職員の任用、給与、分限その他の人事管理について、人事評価をはじめとした実証に基づくことを規定したものであります。本法案は、平成19年5月に第166回通常国会に提出され、継続審議とされておりましたが、平成21年の衆議院の解散により廃案となり、現在のところ新たに同改正法案は提出されていない状況であります。

さて、本町における人事考課制度の実施経過についてであります。本町では平成19年3月に改定されました「竜王町人材育成基本方針」に基づき、平成21年度から試行実施を始めたところでございます。

基本方針では平成22年度からの実施運用を計画しておりましたが、平成21年度の試行を踏まえ、課題点・改善点の洗い出しを行い、より精度を高め実態に即した評価が行われるよう、平成22年度におきましても試行実施としたところであります。一定年数の試行を重ねることで、習熟度の向上を図り、もって考課精度の向上に資することとしております。

ご質問の勤務評定の実態の部分であります。平成22年度におきましては試行期間を2期に分け、当制度の習熟度および考課精度の向上を図ることといたしました。現在、詳細は取りまとめ中であり、今後分析のうえ必要に応じて見直しを行うこととしておりますが、実施結果を見ますと、やはり考課者が陥りやすいとされる評価の集中化傾向や寛大化傾向のエラーがうかがえ、今後、研修や経験を重ね是正を図る必要があるものと考えております。

申し上げますまでもなく、人事考課制度は考課することに目的があるものではなく、人材を育成することを第一義としており、かつ適正な評価によって人事管理がなされることを目的としておるものでございます。

現段階では試行レベルでの実施ではあります。人材育成の面におきましては、

本人考課、第1次および第2次考課を踏まえ、考課者および被考課者の面談により気づきを促し、適切な研修やOJTを行うための指標としての活用が期待でき、試行または本施行の位置づけを問わず有用なものとして考えております。

しばらくは、当制度を通じて全職員が自らの伸ばすべき、あるいは補うべき部分の気づきを促すこととあわせ、研修の充実や自学の支援に努めることが肝要と考えております。

なお、今後の見通しといたしましては、現在の試行を繰り返すことにより、地方公務員法の改正があった場合における急施の際にも迅速に対応することができることから、引き続き実施をしまいたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上、菱田議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） 今、課長答弁ですと、試行が1年延びたということですね。そうするとちょっと言いづらいことなんですけど、私の考える人事考課というのは、もうそればかりではなしに、職員さんの今日まで私も土木建築を何十年、もうこれしか経験はないのですけれども、そういう経験で今日まできたのですけれども、建設水道課さんとよく似た仕事もしていたのですけれども、そこに対して私が言いたいのは、この前の公民館のコンバージョンしかり、そういう土木とか建築に対して、いつも予算書を見ても「委託」・「コンサルに請負させる」、大きな工事だとコンサルしかできないのは分かるのですけれども、今、竜王町の職員さんは、これまで120人をちょっと超えた、今は130人超ぐらいですか。その中で、私の言う土木とか建築、その資格、私は2級ぐらいしかないのでけれども、土木に関してはたくさん、資格というのはいやというほど今はありますね。それで、町職員さんはどれだけの資格とか国家試験、資格を持っておられるのか。私の知っている土木というのはそれぐらいのものだけど、職種によっては資格はたくさんありますね。資格がなければ全然、一般でも仕事ができないというのが今日現在の就職にしかりです。

役所の方はそういう方がおられるのか。資格を持ってくるというのは途中採用になるのですけれども、学校をあがって、ここへ職員で就職をされて、それから自分で取りに行かれた人がおられるか。それをお聞きしたいのと、そして、もしもその方があったら、どういう資格かというのもお聞きしたい。

そしてもう1つ、人事考課で能力考課、私がいつも言う能力、この前の質問で

も「職員は」と言ったことがあるのですけれども、能力次第だと思うのです。能力で、やる人はやるのです。一生懸命勉強して「負けたらあかん」とか、私はもう「人に負けたらあかん」、そればかりで今日まで何事にもきていますけれども、そういうがんばる人が町職さんにいるかな、おられるはずなんですよ。

そしてもう1つ、町職さんで級別標準的な職務内容とここにありますね。ずっとあるのです。給与の云々はみんな、予算書についてくる。この時に行政職給料表と言ったって、職務の名称で1級から行政職は6級までありますね。ここに座っている方は皆6級だと思うのです。「課長・主監の職務」と書いているから、間違いないと思うのですけど、1級は「主事および技能職」と書いています。2級で「高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事および技師の職務」と、ここにうたっていますね。

聞きたいのは「高度な知識」です。私の言いたいのは、今日まで委員会などで集中的にそういう質問をしているのですけれども、質問したことに分かる人はちょっと分かっているのですけれども、分からない人もたくさんおられたのです、今まで。というのは、例えばこの仕事をするのに対して、ちょっとでも分かる、コンサルとはなかなか対等にはできないけれども、何か知識を持っていたら、「こう言われるけどこうだ」とか、対応はできると思うのです。

今日までこういう委員会などで、担当課などはそこまで分かっているのかなというのが、本当に今日まで疑問に思っていたのです。それで今日はこういう質問をしたのですけれども、そうして私の言う、頑張ってもらおう職員さんが頑張っ資格も取って、対等とは言いませんよ、業者と対等にはできないと思いますけど、知識を持ったらもっと町はいいのではないかなと。今までの町職員さんのずっと歴史で、頭も固定観念で、職員はもう言われて「受け」だと。これより出て仕事をしようというファイトをこれから持ってほしいなど。

そして、そういう方については少しの手当、たとえ少しでも勉強して資格を取ったのだから、それに対して少しの手当を出すとか、そういうことをしたらやはり、それが竜王町の町民さんのサービスにつながるのではないかと、こういうように私は思っているのです。それについて、聞きたい。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 菱田議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどから専門職ということで、特に土木建築ということでご質問いただきました。基本的に我々が認識しておりますのは、行政の職であって、その業務発注

する場合は組織で発注しておりますので、個人的な資格は持たなくても発注できるということになっております。

しかしながら、やはり今ご質問ありましたように、それぞれ個人的に資格を取りに行ったというふうな職員は、今、人数は確定できませんけれども、おります。ちなみに言いますと、1級・2級土木施工管理士、それから造園施工管理士、それから測量士・測量士補、それから水道管理者、建築については、今、私のところでは把握しておりません。

基本的に、業務発注・委託ということで申されました。その中で、今まで私が仕事のうえで経験してきたのは、当然その仕事に携わりながら、コンサルタント業については、あくまでも行政に協力いただいたというふうな業務発注の仕方です。仕事をしてきております。基本的には、私たちが仕事ができない場合については、その方に代わってしていただく。また、それについては図面等を書いて、それを行政が発注していく。積算等については、従来ですと行政が発注して、積算は自らが行うということ。

ただし、建築の場合については、竜王町の場合はすべて委託をしてきております。管理につきましても、土木につきましてもほとんど自分たちが施工管理をしてきたところでございます。建築につきましても、委託管理ということで建築の専門の委託をお願いをしてきたところでございます。この部分につきましても、従来ですと先ほど申されましたように、窓口になって対応ができない職員がいるのではないかとございまして、基本的には先ほど申しましたように、役場に奉職しながら、年1回の資格試験があるわけではございますけれども、その職についてはある一定の部署における人間については資格の取得に努めてきたところでございます。

誰と言うことはできませんけれども、そういうふうなことで職員がいるのは事実でございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 菱田三男議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま小西主監の方から技術関係の資格のお話でしたが、それ以外でございまして、資格取得といたしましては、社会教育主事の資格、そしてまた、保健師等が主任ケアマネの資格等も研修に参加をいたしまして取得をいたしております。

そしてまた、資格取得ではございませんけれども、税務関係で今、大津市への

派遣とか、そしてまた県への派遣ということで、能力向上をめざす、そういった長期の研修制度も実施をしておるといところでございます。

特に能力を高めるということにつきましては、自分の今やっておる業務以外の幅広い範囲の中で自学を促すというふうなところから、たくさんの研修メニューにつきまして職員の方に周知をしながら、一日の研修とか、そういったものにも自ら進んで参加をしていただくというふうなことで研修機会を幅広く提供しながら、能力向上に努めているといところでございます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 7番、菱田議員。

**○7番（菱田三男）** 今、小西主監・松瀬課長、よく分かりました。職員さんにおられるということで、私、今まで、こういう男でございますので「何しとるんや」とか、そんな気持ちでございました。よかったなと、自分で思っているのですけれども、町長さんに最後にお聞きしたいのは、私の言う、今、松瀬課長が言われましたが、みんなが研修などを受けさせると、スキルを向上するということに対して、私はいいことだと思っているのですけれども、町長さんはどうか。町長さんは「検討する」とか「対処する」とかはなしに、この定例会が終わったらすぐ幹部会でも開いて、そういう方向に走っていこうと、勉強してもらって、みんなで頑張って、この「株式会社 竜王町」をよくしようと、そういう意気込みで、「定例会が終わったらやる」と、最後にそれを聞かせてもらって、私は質問を終わりたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 菱田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

やはり行政力を上げるというのは、地方自治体にとりまして大きな課題でございます。そういった中にありまして、職員がより高度な知識、より高度な技術と、こういうことでございます。この方向に向かわないといけないということは認識をいたしております。

同時に、この前の第1回の定例会でお答えもさせていただいたと思うのですけれども、そういう方向に向かうことが、これから不可欠のことであるという意識改革をみんなに伝えているところであります。この1つのことが、やはり職員のみみんなが危機感を持ってくれまして、事に当たってくれているということでもございます。

同時に、この人事考課は、狙いは個人の能力を引き伸ばしていく、ここにある

という具合に考えております。そのことによって、意気が衰えるということになってはいけません。むしろ、人ひとりに対する能力のアップ、これがやはり人事考課でないといけないという思いでおります。

今、試行なりいろいろな研究もさせていただいているところでございます。じれったいというご発言でございました。ただ、著しく能力が劣る、そして業務処理が劣るという職員には、もう既に昇給・昇格でそれなりの効果を実施した経緯もございます。これもあわせてご理解をいただきたいと。今いただきましたご意見をもとに、職員の能力アップ、そして技術レベルアップ、そして行政力向上に努めてまいりたいという具合に考えているところでございます。以上、回答いたします。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後4時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時23分

再開 午後4時35分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 平成23年第2回定例会一般質問。私は2問質問させていただきます。「町として環境エコライフの推進を」ということでお願いしたいと思っております。

資源に乏しい日本では、エネルギー資源の大部分を輸入に頼っています。国際エネルギー機関の統計によりますと、日本のエネルギー自給率は18%（原子力を輸入とした場合には4%）、主要先進国で最も低い水準にあります。中でも、エネルギー全体に占める石油への依存度は49%にのぼり、その89%は日本から遠く2万km離れた中東産油諸国から約20日間かけて海上輸送されています。

現在、国・県では、各家に太陽光発電を設置した時の補助があると聞いております。町としては環境エコライフの推進をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 岡山富男議員の「町として環境エコライフの推進を」のご質問にお答えをします。

地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化しています。便利で快適な生活や暮らしを私たちが求め続け、自然とのかかわりが遠くなり、関

心を失ってしまったがゆえに、その深刻さを増したともいえます。

「エコライフ」とは、私たちの日常生活が回りの環境や私たち自身に影響を及ぼしていることを認識し、できることから少しずつ「環境にやさしい生活を送ること」であり、一人ひとりの小さな行動の積み上げが地球の環境を守っていく大きな力となっていく、そうした生活スタイルの確立と認識をしているところです。

本町では、町内のそうした志や関心を持った方や地域の代表の方々に「エコライフ推進協議会」を組織し、最も身近な分野として、水環境対策・ごみ減量対策・省エネルギー対策の各部会を設け、例えば、水環境対策部会では河川の水質調査からホタルマップを調査・作成し、ごみ減量対策部会では生ごみの堆肥化、省エネルギー対策部会ではグリーンカーテンなどの実践をし、それら成果を啓発を兼ね地域で広げる取り組みをいただいています。

また、ごみ減量化推進にかかる事業として、生ごみ処理器等の購入経費の一部を補助していますが、平成20年度11基、平成21年度28基、平成22年度では40基と、平成21年度から取り組みましたごみ減量チャレンジ報奨事業の成果としても出てきています。これら身の回りのできるエコライフではないかと考えております。

議員仰せの太陽光発電の設置もエコライフであろうと思いますし、それにかかる補助を取り組まれている自治体もございます。本町は、まず誰もがができる身の回りからのエコライフを推進・拡大していくこと、日常化していくことを、関係する機関や団体とも連携し取り組んでまいりたいと考えています。

その中で、地域や住民が主体になること、行政が主体となることの役割を精査しながら、支援できることについても検討をしてみたいと考えています。以上、岡山富男議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 町内でいろいろなエコライフをされているというのはよく分かったのですが、今、最後の方に課長から言われました太陽光発電、これに関しては今、国ではkw当たり4万円、県でも3万円の補助をしております。これはもうラジオでもガンガン言っていますね。あとまた、他の市町でもそういうものの補助をしていますよということで、今、竜王町のところを見ましても太陽光発電、だいぶ多くつけられるようになってまいりました。

やはり、そういうところでも石油に頼らない、自分で自然の力でやろうではないかということでやっておられます。それに対して、やはり町としても何らかの

補助をしてあげるべきではないかなという思いを持っておりますので、その点どうか、まず1点お伺いします。

また、限られた石油資源、このことに関しましては、やはり今、個人さんでも車に乗る時にも、やはりリッターカーに乗っていかうではないかということで、ハイブリット車とか燃費の伸びる車を購入されております。特にこの中でも県自動車税というところは、県の方とかそういうところでは、減免をされていますけれども、軽の場合に関しましては、これは市町村で対応するという事になっております。ということは、やはり市町村ではそういうところが軽自動車に対しては取り組まれてないというのが現実でございます。

今の段階では、大阪の方、また兵庫の方での市で取り組もうという感覚を持っておられるところもあるということも聞かせてもらっております。滋賀県ではまだそういうところはございません。竜王町も手を挙げて、そういうところでリッターカー、30km以上走る車、そういうものがあれば、そういうところで減免をしようではないかという考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

太陽光発電の関係でございますが、確かに国また県で補助がございます。例えば県でございますと、太陽光発電システムと、そしてさらに省エネの断熱工事をしなければならないとか、さまざまなクリアと申しますか、そういったことがございます。一定の条件がございますので、そういったクリアがすべての住民さんがということになりますと、太陽光発電はかなり高価なものでもございますので、なかなか難しいところもあるのではないかなというふうに思います。

将来的には、そういったことがどんどん進んでいくということは、想定としてはできますが、それは将来に渡ってやはり検討はしていくということは必要だろうというふうに思っております。

あと、石油資源の関係がございました。リッターカーとか電気自動車もどんどん出てきているというような状況でございます。まだこれからどんどん出ていくということは十分に考えられるわけでございますが、仰せの「税」、自動車の税を何とかするというふうな、こういったご質問であったと思いますが、これにつきましては、確かにそういったことも考えられるというふうに思いますが、一方で、財政健全化ということでやっている本町でもございますので、それは所有者の方には応分の税はやはり所有者のものとしてやはり負担はしていただくべき



ではないかなというふうに思っていますが、仰せの、税をどうするかということは別にいたしまして、検討をしていくということはやぶさかではございませんので、考えていく、そういった方向で一度検討してみたいなということは思っているところでございますので、また、ご理解のほどお願いしたいと思います。簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 「検討」というのは、「しない」ということ、「なかなか難しい」ということです。

でも、やはりこういうことは、お金がかかっているというのは、個人さんがそこまでお金をかけてでも環境をよくしようではないかという感覚を持っておられるのですね。そういうところに少しでも補助をしてあげようではないかというところがあるのです。電気をバンバン使うことではなしに、そういうところで自然の力を借りてそういうことをしようではないかという感覚を持っておられるので、そういうところはちゃんと行政として見て、補助をしてあげる、竜王町に似合う補助でいいと思うのですよ。そんな大きなことを考えるようなことはしなくていいと思いますけれども、そこでやった方がいいかなと私は思いますし、この軽自動車税のことに關しては、税はいただいて、それに対しての補助をしようかという感覚を持っていただく。税金はしっかりもらいましょうと、ただし、町内で車を買っていただいたら、やはりそういう時には町も町内の業者の人も潤うことだし、そこから考えれば町としては補助しましょうよということも必要ではないかなというのもあると思いますので、その点最後に一度町長の方から考え方を、どういう考え方をしておられるのか、回答していただきたいなと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山議員さんのご質問でございますけれども、エコライフというのは、やはりこれからの課題になってこようと、これは認識をいたしております。

それから、それに対する町の取り組みということで、これからのことはいろいろと検討してまいりますけれども、今ご質問いただいた内容は、先ほど課長が答えた内容でご理解いただきたいという具合に存じます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 「竜王町地域防災計画の見直しを」ということで質問させていただきます。

滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震を想定したハザードマップをつくられておられます。想定マグニチュード7.8の地震が、今後30年以内の発生確率が0.09%～9%とされています。

今回、3月11日に起きました東北地方太平洋沖地震で、福島原子力発電所の被害により半径30km前後は立ち入り禁止区域になっています。敦賀原子力発電所が被害を受けた時、竜王町までは70km圏内になります。その時の対応策ならびに地域防災計画の見直しについてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 岡山富男議員の「竜王町地域防災計画の見直しを」のご質問にお答えします。

本来、地域防災計画の改訂は、県は国の防災指針等との整合性を、市町村は県の地域防災計画との整合性を図る必要がございます。

本町の地域防災計画は、平成21年3月に法律等の改正や社会情勢の変化、町の防災対策の充実・変更などに伴う改定を行い、現在に至っております。総則、災害予防計画、災害応急対策計画として風水害等対策編・震災対策編・災害復旧計画の5編と資料編で構成されており、原子力による災害対策については計画がございません。

これは、滋賀県の県境から最も近い敦賀発電所までが13kmであることから、国の防災指針が定める防災対策を重点的に充実すべき地域、いわゆるEPZの範囲8km～10km以内の範囲外にあることを前提に、避難等が必要な事態は起こらない、重点的に対策を行う区域となっていないということから、本町をはじめ県内の多くの自治体が、原子力災害に関して計画を持っていない状況となっています。

今回の東日本大震災を受けて、国においては原子力災害対策の抜本的な見直しがされると思いますし、滋賀県も見直しをされようとしています。県内の多くの自治体も、地域防災計画の見直しをされようとしています。

本町においても地域防災計画の見直しが必要と認識をしていますが、滋賀県地域防災計画との整合が必要であることから、その見直しの動向を注視しながら、住民に「不安」の生じないものとして見直すことが肝要と考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、岡山富男議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 今後はやはり、原子力というのはこれから見直しがあるというように思っております。

その中で、私が知っている中では、近江八幡市では有事に備えてヨウ素剤を設置されているということをお聞かせいただきました。また、県議会でもこのヨウ素剤の備蓄をするようにということで、議員さんの方から質問を県議会でされているということも聞かせていただきました。今後これからというのは、子どもたちを守ること、大人も皆ですけれども、特に子どもさんを守ることに對しては、こういうヨウ素剤を即座にということになってくると、町の中にも防災倉庫の中に必要になってくるかなという思いを持っておるのですけれども、この点はどのように考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

また、そのほかにも東近江市でも対策として持っておられるということをお聞かせもいただいているのですけれども、課長、もしご存知でしたら、そういうことも答えていただきたいと思っております。県内の市町村でそういうものを持っておられるところがあれば、そういうところもお伺いしたいと思っておりますし、教育委員会としてはこのヨウ素剤、子どもさんに必要と思うのですけれども、そこら辺の備蓄はどう考えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

近江八幡市がヨウ素剤を備蓄されているということでございました。確かに先の東日本大震災に近江八幡市からヨウ素剤を送られたということも承っております。近江八幡市におきましては、総合医療センターに置いてあるものということでございます。

東近江市の関係は、把握をいたしておりません。先ほども申し上げましたが、地域防災計画の見直し、これが県内の多くの自治体で今回見直しをされようとしております。それにつきましては、こうしたヨウ素剤も含めて備蓄資材、これまで原子力災害に対します計画が多くの自治体でなかったものですので、そのこともあわせて見直しを図っていかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 赤佐教育次長。

○**教育次長（赤佐九彦）** 子どもの安全にかかわってということで、教育委員会にもお尋ねをいただきました。基本的な方向については、生活安全課長が申しあげたとおりでございますし、皆さんが安心いただけるような体制というのは、誰もが望むところでございますので、今後、防災計画の見直しとあわせていろいろ検討してまいりたいと、このように考えます。以上でございます。

○**議長（寺島健一）** 次に、3番、圖司重夫議員。

○**3番（圖司重夫）** 今回、1問を質問させていただきます。「IBMグラウンド跡地開発と新道路整備について」。今まで何回か質問いたしましたが、再度質問いたします。

IBMグラウンド跡地（第3松陽台）開発と、松陽台地区から国道477号に通じる新道路整備は、事業内容は全く違いますが、人口増とそれに伴う交通量増加という点で、同時質問いたします。

第3松陽台開発については、昨年12月21日に都市計画法第29条の開発許可がおろされ、本年3月には松陽台および鏡自治会長に工程表が提出されています。工程表どおりなら、4月下旬より周辺家屋調査、5月よりIBM施設解体工事となっていますが、現在着工されていません。着工の遅れの原因と、今後の見通しおよび町から事業主に対して働きかけはされているのか、お伺いいたします。

もう1つ、松陽台地区から国道477号に通じる新道路整備は、既存の道路幅が大変狭く、交通に支障をきたしていることから、別ルートで国道に通じるもので、本年度予算に整備費が計上されています。現在の進捗状況、近江八幡市との交渉経過、今後の見通しについてお伺いします。

最後に、町長はこの2大事業に対して、行政トップとしてどのように対処されるのか、抱負を含めお伺いいたします。

○**議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

○**建設水道課長（村井耕一）** 圖司重夫議員の「IBMグラウンド跡地開発と新道路整備について」のご質問にお答えいたします。

IBMグラウンド跡地の住宅開発であります。昨年12月21日に開発許可を取得され、事業着手に向け準備が進められているところです。

議員仰せのとおり、本年3月に地元自治会に工程表を提出されているものの、遅れが生じている状況であります。このことにつきましては、この間事業者に対し随時状況の把握に努めてきたところであります。

着手の遅れの原因につきましては、工事費に増額が生じることから、当初予定

していた資金計画の見直しが必要になったことが遅延の大きな要因であると事業者から聞いております。具体的には、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響による工事資材等の高騰により、見直しを余儀なくされたと聞いております。

今後の見通しであります。事業者との確認では、この6月末が土地所有者IBMとの土地取引期限と聞いており、国土利用計画法第23条第1項の土地売買等届けが出される予定であります。資金計画の見直し、さらにこの手続き完了後におきまして、事業者より改めて事業工程が提示される予定であります。こうした状況の変化につきましては、議会また地元鏡および松陽台自治会に随時状況報告をさせていただきたいと存じます。

第五次竜王町総合計画に掲げる「定住人口の増加」対策として非常に大事な取り組みであることから、今後におきましても、事業者に対しまして早期に事業着手されるように働きかけていきたいと存じます。

続きまして、松陽台地区から国道477号に通じる町道松陽台安養寺線の道路整備につきまして、ご説明いたします。この道路は、竜王町と近江八幡市側とを結ぶ道路計画であることから、道路法線・土地利用状況など近江八幡市側との調整が重要となるため、昨年11月16日、竹山町長から富士谷近江八幡市長へ道路計画についての協力依頼をしていただき、以降、市担当課と協議を進めながら、交差点等の協議では滋賀県警察本部・近江八幡警察署・東近江土木事務所と進めてまいり、概略設計をまとめ、本年4月に市担当課に地元への説明と事業への協力依頼等の調整をしてまいりました。

5月15日には、鏡自治会役員さんへの事業説明。翌16日には、安養寺町建設部会代表役員さんに近江八幡市役所にて事業を説明し、事業の理解と協力依頼を行いました。6月8日に安養寺町建設部会役員会に議題として取り上げていただき、後日、全体部会での事業説明をさせていただくことになりました。

今後の予定であります。竜王町鏡地先におきましては、まず、地権者の皆さんへの事業説明を行い、了解を得られた後に、現地測量・設計・用地協力をお願いしたいと考えております。

近江八幡市安養寺町につきましては、建設部会で承認をいただき、地権者の皆さんに事業説明と協力についてお願いし、了解を得た後、現地測量・設計を行い、用地のご協力をお願いしたく考えております。

本年度は測量・設計・用地買収等の計画をしており、地元自治会役員の皆さん、

議員皆さんの格別のご理解とご協力をお願いするものです。以上、圖司議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 3番、圖司重夫議員。

○3番（圖司重夫） ありがとうございます。

前半の第3松陽台の件につきましては、もう今から3年前、平成20年8月5日を第1回として「松陽台地元説明会」というものが行われまして、現在までに約10回の関係役員さん、また住民の方も交えた住民説明会が行われております。特に平成21年につきましては、その都度、私も地元ということもありますし、議員もさせていただいていますし、寄せていただいておりますけれども、特にその中で平成21年度につきましては、まだこの松陽台地区計画が十分に住民の方々に認識されていないということもあって、これは大変な問題だというようなことで、住民説明会においてはいろいろな意見も出ています。

ある方などは本当に怒り狂って、行政の方に食ってかかると。もちろん、私もいろいろな罵声も浴びましたけれども、私が罵声を浴びるのは別に、そういう宿命でございますので、よろしいのですけれども、当時、今もそうですけれども、小西主監をはじめ村井課長、また当時の田中課長、そして担当職員さんも何回も何回もそういったところで苦勞をされています。本当にその苦勞に対して感謝を申し上げたいと思います。

その都度、行政の方としても冷静に対応されて、松陽台の方も徐々に理解を深められていったと。松陽台の方も本当に自分たちの住むまちを愛しておられまして、これはいったいどうなるのだろうというようなことで、松陽台の方々の心情もよく分かりますし、やはりこれは今の現在のIBM施設をそのまま放置しておいたのではプラスには何もなりませんし、マイナス効果が大きいと。既にもう喘息を持っておられる方は喘息が悪化したというようなことも聞いております。そういったところにつきましても、一刻も早く実現に向けていかなければならないと思うのですけれども、そういった本当に松陽台の方々、関係課長・主監の皆さん、職員さん、そして事業主はもちろんですけれども、そういったところで徐々に外堀は埋まってきたなというふうに思っております。

先ほどの村井課長の答弁の中でただ1点、今月末が1つの期限ということになるというふうにおっしゃいましたけれども、最悪の場合、私はそういうことは考えたくないのですけれども、西堀建設が撤退というようなこともやはり想定はしなければならぬかなというふうに思うのですけれども、その点について再質問

をいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 圖司議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

ただいま事業者の件でございますけれども、この6月末を一応期限というように事業者の方から聞いておまして、それに伴います以降の話ということでございますけれども、今は開発事業者がそのまま引き継ぐものと、このように思っておりますので、圖司議員さんのご心配いただいておりますところも分からなくはないのですけれども、こちらとしてはそのまま引き続き事業者と対応させていただきたいと思っております。以上、簡単ですけど、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 3番、圖司議員。

○3番（圖司重夫） ありがとうございます。

もう1つの新道路建設なんですけれども、これは近江八幡市の富士谷英正市長さんともう既に話し合い、了解を求められたということは聞いておりますけれども、片や地権者に至りましては、安養寺側また竜王町側、ほとんどの方が鏡の方でございますけれども、合計10人以上の地権者の方がおられます。もちろん、私も鏡ですので、地権者の方々の性格等はよく知っておりますけれども、やはり自分のところの先祖代々の財産を売るということになってくると、それ相当な慎重さも加わってまいりますし、それから、現在の地権者の方におきましては、自分の意思というものははっきり言われる方、ほとんどがそういう方でございます。何事も、土地を買い上げるということは本当に並大抵なことではございませんけれども、そこら辺の慎重かつ大胆さも必要かなというふうに思っております。

ということで、大変、これから測量、また土地の買い上げ等につきまして大変な苦難がつきまとうわけでございますけれども、最後に竹山町長に、やはりこの2大事業と言ってもいいと思うのですけれども、それに賭ける意気込みと言いますか、当然、松陽台の地区計画につきましては、竜王町第五次総合計画の中でも有力な人口増の手段としてあげられておりますし、どちらもやはり早く成立されなければならない事業であると思うのですけれども、一つ言うならば、大変おこがましい言い方ですけども、やはり政治生命を賭けて決断と実行力を示してほしいなというふうに私は本心で思っております。このことにつきまして、ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 圖司議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

I BMグラウンド跡地に関しましては、150区画の住宅団地にする計画でございまして、町として必要な手続き等、地元松陽台のご意見をお聞きしながら進めてまいりました。議員が今お話しくださったとおりでございます。工事着工を待つ状態である訳でございますけれども、ご指摘のとおり、目に入る具体的な動きがなく、皆様にご心配いただいているものと存じます。

先の地域創生まちづくり特別委員会でも申し上げましたとおり、私も直接、業者との交渉等に加わっていかねばならないという思いでもいるわけでございます。この6月が1つの区切りとも、私自身、そういう具合にわきまえて、やはり行動を起こしてまいりたいという具合に考えております。

現在、東日本では大震災で大変な状況でございます。県内の建設業界にも大きな影響が出ている実態でございますので、状況はやはり厳しくもなっているということは否めません。しかし、人口増に向けての第五次竜王町総合計画を皆様にお伝えしている時でございます。やはり汗を出し、汗をかき、足を運びながら、事業が実現するよというこで働きかけてまいりたいという具合に存じます。もちろん、これからの動きにつきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、遂一、議員の皆様にもご報告申し上げ、またその都度ご指導をいただいまいりたいという具合に考えております。

2つ目の国道477号へ通じる松陽台からの道でありますけれども、長年、地元松陽台皆様からのご要望でございました。本年度、予算計上をいたしましたし、用地取得に関しましては、近江八幡市に協力を求め、ご理解をいただいたところでございます。

ただいまの議員さんのお話ですと、やはり用地取得には難しい要素もありますよというようなご意見でございました。そのことも私もいろいろな方から聞いておりまして、近江八幡市との話の中で、用地取得に関してはどのようなお話もさせていただきました。市長自ら「難しくなったら私も一肌脱ぐから」というお話までしていただいたわけございまして、私は感謝をいたしているところでございます。

それから、さらに計画中の篠原駅周辺整備事業とあわせて、松陽台は近くでございまして、長年のご希望でもございます。先日の懇談会でもご意見をいただいたところということでございます。そういったこととあわせて、一日も早い供用開始をめざすのが、私のこれからの責任ではなかろうかという具合に考えております。以上、圖司議員さんのご質問にお答えさせていただきました。



○6番（圖司重夫） これで質問を終わります。

○議長（寺島健一） 次に、8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） お疲れのところですが、よろしくお願ひします。

まず、原発の問題ですが、どの議員さんも最後に町長に出てきてもらっておられるのですが、私はまず最初に町長への質問をさせていただきたいと思ひます。原発の問題についての基本のお考えをお伺ひします。

福島原発の事故で、政府や電力会社が主張してきた「安全神話」が崩壊をしました。今必要なことは、原発事故の収束に全力を挙げるとともに、原発依存のエネルギー政策を転換することではないでしょうか。そもそも、原発は危険なもの、技術的には未完成なもので、今回のように冷却水がなくなると炉心溶融が起こって、コントロールできなくなってしまうものだということが、はっきりしました。しかも、世界有数の地震・津波国である日本に立地すること自体が、異常で危険なのです。

菅政権は、浜岡原発の全炉停止を決定しましたが、浜岡だけでなくすべての原発の廃止、原発推進から撤退へと根本的に転換すべきであると考えますが、町長のご所見をお伺ひします。

ご承知のこととは思ひますが、ドイツは発電量の16%を自然エネルギーで賄っています。そして6月6日、ドイツ政府は国内にある17基の原発すべてを廃止すると決定し、議会の審議にかけることになりました。メルケル首相は、「日本で起きたことは世界にとっての転換点だ」と述べています。スイスでは、既に2034年までに原発を廃止すると決めています。

国内でも活発な動きがあります。原発ゼロへの緊急行動が、来月2日、東京で行われます。安斉育郎さんや根岸季衣さん、湯川れい子さんなどが呼びかけ人となっております。5月23日には、滋賀県は津市内のちりや雨水から微量の放射性物質を検出したと発表しましたがけれども、県民・町民の福祉の増進を命とする自治体の長だからこそ、原発からの撤退についての明確なお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井敏子議員の「原発ゼロへ・・・所見を伺う」のご質問にお答えいたしたいと存じます。

私は、原子力について専門的な知識を持っているわけではございませんが、このたびの東京電力福島原子力発電所の事故から、改めて核燃料における発電が、

これだけ大きな、考えも及ばなかったような被害となったことに、核の持つ危険性・怖さを改めて思い知ったところでございます。ウラニウム鉱が核分裂を起こす際の核エネルギーを平和利用にということで、原子力発電が生まれたと承知をいたしておりますが、チェルノブイリの原発事故、アメリカのスリーマイル島の原発事故、そして今度の福島原発事故でございます。「絶対に安全」という前提がもろくも崩れてしまったわけでございますので、安全に対して何が基準なのか、今後議論がなされるものと存じます。

私の考えでございますが、基本的には代替エネルギーを核以外に見つけていくことだと思っております。太陽光発電の開発、火力発電、風・水力発電の見直しが急務であろうことは、どなたの目にも明らかだと思いますが、現在、国内電力供給量の約30%が原発に依存するものでございまして、福島原発事故原因の究明に基づく安全の確認のうえ、国民の生活面での電気の安定供給を考えあわせますれば、代替エネルギーの計画的な確保と原発運転の段階的縮小がやはり重要になってくるのではないかという具合に考えているところでございます。

以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 福島原発によって、いったい何が明らかになったのかという点で、いくつか考えを述べるところですけれども、1つには、原発の事故というのはほかの事故には見られない、異質の危険があるということなんですね。すなわち、ひとたび重大な事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段というのはないのだと、全く存在しないのだと。被害は空間的にどこまでも広がる危険があつて、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があつて、地域社会の存続さえ危うくしてしまう。被害がどうなるかを、空間的あるいは時間的あるいは社会的に限定することは不可能で、このような事故はもうほかには類を見ない事故だというふうに私は考えるのです。

テレビでしたか、中曽根元首相が「飛行機だって落ちることがあるじゃないか」というふうに言ったのですけれども、そういう問題とは全くレベルが違う、比較にならないようなものがあると私自身は思っています。

そこで、そういう異質な危険があるのだということと、実際、原発の技術というのは、本質的にはまだ未完成で危険なものだということも抑えておく必要があるというふうに思うのです。先ほど町長の答弁の中では、「福島原発の原因の究明と安全の確認」というお話がありましたけれども、安全を確認するということ

は、まず恐らく原発について言えばできない。それはなぜかという、現在の原発の技術は、本質的にはまだ未完成なものだということからなんです。

もう1つは、日本が原発に頼るといふことの危険性は、もう世界の中でも特別に深刻なものがあるということです。それは、明らかになりましたように、地震国で津波がある、そういうところで原発を使っているということ、そのこと自体がやはり大きな問題で、そのことでも特別に深刻なものを抱えているのだということだと思ふのです。

もう1つは、安全神話というものです。本当に今回の事故は、安全神話というものが壁になっていて、先ほども町長の答弁の中で、どういふふうにおっしゃったかちょっと言葉が出てこないのですけれども、いわゆる「想定外」といふ言い方はされませんでしたけれども、絶対に安全という前提がもろくも崩れ去ったというお話をされたのですけど、実は共産党はもともと危険なものだということでは国会でも主張してきましたから、当然危険なものだということでは認識していて、国会でも対応については質問をしているところなんですけれども、そういうところでやられている、日本の状況の中でやられている。そのことも大きな問題があると思ふのです。

もう1つは、やはり安全な原発なんていふものはないのだということですね。安全な原発などはあり得ない。このことを許していいのかということ、原発を存続させるといふこと自体が、やはり再度の同じような危険性をはらむものであるから、やはり早急にゼロにしていく方向というのが、みんなで確認されていかなければいけないのではないかなと思ふのです。

町長さんのお話では、福島原発については原因を究明し、安全が確認されて電気が安定的に供給されるようになったら、段階的に縮小してもいいという、かなり遠慮がちなお話で、縮小するのではなくて、私はやはり最後はゼロにしなければいけない。そのためのスケジュールを立てるべきだといふふうには思っています。

今日の朝日新聞を見ても、嘉田知事もゼロの方向で述べられたようなお話がありまして、福井県との関係があるからということもあつたのでしようけれども、この前、4月の記者会見の時は、知事のお話はそこまで、ゼロまでの話ではなかつたような気がしたのですけれども、今回は、朝日新聞の記事の中では、「滋賀県知事がゼロにといふふうには話をされた」といふことですから、そういう意味ではもう一歩踏み込んで、町長のご答弁が本当に住民の皆さんの命や健康を守るという意味で、ゼロへの方向といふものをお示しいただければありがたいかなと

思いますので、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 再質問にお答えさせていただきます。

今度の原発事故では、先ほどお話にありましたとおり、「想定外」という言葉が通じないという事項ではなかったかという具合に私は認識をいたします。同時に、この原発に対しまして、議員さんからのお話のとおり、現在「やめる」とはつきりと表示されましたのが、知事さんの中でお2人でございますね。お1人目が山形県の知事さんでございます。それから、滋賀県の嘉田知事、それ以外の知事さんで回答をされてない方、あるいは「減らす」、そういうご回答でございます。

私は、先ほど申し上げましたとおり、やはり同じように「代替エネルギーが計画的に打ち立てられる、それを1つの裏づけとして、それに合わせながらといったら何でございますけれども、やはり段階的に縮小していくことが、日本の経済界あるいは日本国民の生活、そういった面で大切ではないかという具合に考えているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 冒頭に、世界の状況についてお話をしています。ここに加えてドイツとスイスの話をしましたけれども、この前、デンマークの大使が来たということで、子どもたちとサッカーとかしていたという話がありましたけれども、デンマークでも「太陽光発電についてのノウハウはお教えしますよ」みたいな話を大使がしていたというお話もあったのですが、もちろん、自然エネルギーの本格的な導入と、私たち自身の生活が低エネルギーという、そういう社会になるような国を挙げた取り組みをすることもそれはもちろん大事なことですし、代替のエネルギーを見つけ出すということも当然大事なんですけれども、それでもやはりゼロに向かう構えを持っているのかどうかというところを聞いているのです。

町長さんのお話は、「裏づけとしてそういうものが準備できたらいいではないか」と、そういう問題ではない。そういうテンポの問題ではないのですね。もう一度同じことが起こったらどうするのかということが、もう目の前にあるわけですから、そういう悠長なことは言っておられない。だから、共産党は期限を切ってそういう方向に向かう方策を立てよということを行っているわけで、代替のエネルギーができ上がって、みんなの生活もそういうものに頼らない生活に、少し後戻りするような生活になって、そういう準備ができれば、原子力もやめても

いいと、そういうテンポの話ではないのだということを改めて強調しておきたい  
と思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 再度お答えをさせていただきます。

議員さんのお考えはよく私も分かりました。私の考え方として、先ほど述べさ  
せていただいていますように、やはり段階的というのは、今の私の考え方であ  
ります。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 実は2番目の質問がこの1番目の答えにかかっておりまして、  
2番目の質問をどうするかは1番目の答えによってかなり変わってくるという  
ので、ちょっと準備が十分できていないので、もうきつと「ゼロ」とおっしゃる  
と思っておりましたので、そういうお答えがないというのは本当に、それこそ「想  
定外」です。2番目に、福井県の若狭湾周辺原発のことについて質問をします。  
若狭湾周辺原発も危険なものとの認識を持つべきだということで、ご所見をお  
伺いしたいと思っています。

若狭湾周辺原発は、全国で57基のうち廃炉中1基を含めて15基あります。  
これらのうち11基を所有する関西電力に対して、いろいろな団体が県民の皆さ  
んの声を届けるべく立ち上がっています。聞くところによりますと、県下の各自  
治体に対して関西電力は、相変わらずの安全神話をもとに協力要請をしていると  
いうことを聞いていますけれども、竜王町にも関西電力からの要請があったのか  
をお伺いします。

次に、町として関西電力に対して、私はこの時期、次の5点について要求をす  
べき、要請をすべきというふうに思っているのですけれども、この内容について  
のご所見をお伺いしたいと思います。

まず1点目は、福島原発の事故で、核燃料の制御と放射性廃棄物の処理という  
根本的に技術が確立していないことが判明した現在、原子力に依存することから  
撤退するよう求める。これは、撤退するという言葉を町長自身がお話しになら  
ないので、ご自分のお口でこれを関電に要求されるかどうかというのは非常に  
疑問なところなんですけれども。2点目には、点検のために停止している原子  
炉は再開しない。3つ目は、地球上で最も危険とされているプルサーマルは運転  
を中止する。4つ目は、老朽化した原子力発電所は廃炉とする。今後増設計画は  
取りやめること。5つ目は、安全基準の見直しと廃炉に至るまでの防災対策を講じ

る。

これらは何よりも町民の安全・安心の保障であって、自治体の長として、町民が安全・安心を託せる町長なのかどうかという1つの判断の基準にもなるものですから、ぜひご所見をお伺いしたいと思います。

次に滋賀県に対しての要望についてお伺いをしたいと思います。これは、4月18日の記者会見のことなんですけれども、モニタリングポストを設置するというのを、原子力発電所と共存しているんだと意識づけをされておっしゃいました。その4月18日でしたかの記者会見のあと、今日の朝日新聞に知事の言葉が載っていましたので、それからちょっと知事自身の認識は変わったのだなというふうに思っているわけなんですけれども、モニタリングポストを設置するということは、原子力発電所と共存しているのだというふうに思っているわけではないということを明らかにしながらも、災害への備えとして、竜王町にもその設置の要望をすべきと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、町としての対応ですけれども、近江八幡市では、先ほども同僚議員が質問しましたけれども、原子力災害時の放射線障害予防薬としてヨウ素剤を常備しているということなんですけれども、原子力災害に対する町としての対応をお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 若井敏子議員の「若狭湾周辺など原発の対応について」のご質問にお答えをします。

はじめに、本町に関西電力が協力要請に来たのか、また、内容についてお尋ねでございますが、5月中旬以降であったと思いますが、関西電力から東日本大震災を受け、「安全性向上対策等に取り組んでいる。説明などの要請があればご連絡ください」というようなニュアンスで窓口へ見えられたことはございます。

次に、①原子力に依存することから撤退する、②停止している原子炉は再開しない、③プルサーマルは運転を中止する、④老朽化したものは廃炉にし増設計画は取りやめる、⑤安全基準の見直しと廃炉までの防災対策を講じることの5点について、関西電力に要求すべきとお尋ねですが、先ほど町長が申し上げましたことからお察しいただきたいと存じますが、地域防災計画の見直しにも着手しなければならないことから、関西電力に直接説明を求めることも必要と考えています。

滋賀県は、地域防災計画見直しの中で、福井県には80数個のモニタリングポ

ストがあり、数値はコンピュータ等から瞬時に常時確認できる状態にある。については、モニタリング計画について検討し、装備の充実に取り組むこととされ、測定体制の強化として、機動性のあるモニタリング車を1台増車をし、平常時における定点測定だけでなく、事故等万が一の事態が発生したときに、必要な場所に移動して活動することが可能となるとされています。県内全域を走行することから、期待を寄せたいと考えております。

原子力災害対策計画については、地域防災計画の見直しが必要と認識をしており、その中でも原子力災害にかかわる備蓄や保管すべき資材等についても検討していくことが必要と考えておりますことを申し上げまして、若井敏子議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 関西電力が窓口に来たという話ですけれども、窓口に来たというのは、どういうふうに来たのですか。どの窓口に、だからカウンターの向こうからあいさつをして、そのまま帰ったというふうに理解するのですか。誰が対応したのか、その辺をお伺いします。

それと、モニタリング車の話がありました。期待しているのだと。あれはやはり同じところで測って初めて効果があるものだという話でしたよね。だから、走り回っていて、10時はここ、11時はここ、12時はここというふうに測って、また次の日、同じように10時はここ、11時はここ、12時はここというふうに回るのか、その辺知りませんが、知事が言っていたのは、モニタリングポストということで車を配置するという話ではなかったと思うのです。「モニタリングポストを置くことによって」という話でしたから、学校にも置かせてくれという話が自治創造会議で出ていて、だから、希望なところはできるだけたくさん置いていただいてというふうに記者会見で言うておられるわけですから、だから町も手を挙げたのかという話をしているのですけれども、どうもこの様子では、「うちのところへください」というふうに言ったわけではないということなのかと思うのですが、その辺をお伺いします。

それから、「町長の答弁で察してくれ」と言われるのですが、何を察するのか、よく分からないのですけれども、だからこういう5点の要請は一切しないと、こういうことについては一切思っていないというふうに察してくれということなのか、その辺は町長自身からお答えをいただきたいと思います。

例えば、ヨウ素剤の常備ですとか、私はもう1つ、放射能の検知器を町として

準備すべきではないのかということをおっしゃっているのですけれども、そういうものというのは、すぐにでもできることなんです。防災計画の見直しなんて、いつまでかかりますか。国が示し、県が示し、それに基づいて町がするといったら、来年・再来年になるのではないですか。そんなものではなくて、たちまち必要なものは町としてちゃんと準備をする。そのことが大事ではないのかなと思うのですが、その辺についてのご所見もお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 若井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、関西電力が窓口に見えたということでございますが、ただいまお尋ねにあったとおり、カウンター越しということでございます。私がたまたまおりましたので、対応をいたしました。カウンター越しに、先ほど申し上げましたように、事故以降いろいろな対策に取り組んでいると。また、ご説明等が要る場合は連絡をくださいと、そういったことでございましたので、私は、先ほどご質問にございましたように、協力要請というふうなニュアンスでは受け取っておりません。

次に、モニタリングポストの関係でございますが、県の方はモニタリングポストを増やすことはされないということでございます。先ほど申し上げましたように、機動性のあるモニタリング車を1台増車して、2台にされるということでございます。これについては、県内を常時走るといふふう聞いておるところでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、瞬時に数値については確認ができる状況にあると、そういったことからだということでございます。

そして、備蓄資材等の関係でございますが、これにつきましては当然、地域防災計画にもそのことは表記をしていくという意味合いで、「検討していく」ということでご回答を申し上げたところでございます。地域防災計画につきましては、いろいろな整合もございまして、いろいろな応援協定等もあるわけでございますので、近隣市町、そしてまた応援協定をいたしております機関とも意見交換・協議をしなければならないということで、県も約1年ぐらいは必要とされておりますし、そういったことで十分な協議をしながら、それこそ住民に不安を与えない、そういった計画に仕上げたいなと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

すみません、先ほど放射能の検知器でございます。いろいろあるようござい



ますが、それについては検討をしていくということで考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

滋賀県は、敦賀湾に面する原発のメッカと言われる原子力発電所が近くにある県でございます。したがって、県も原子力に対してのこれからの防災面をあわせた取り組み、これを今大きな課題として取り組んでおられるわけでありまして、この中にありまして先日の町村会6町、やはり田んぼを抱え、あるいは、山を抱え、そしてまた川を抱えてと、こういうことでありますので、6町が1つになって関電の説明をしていただく場を設けたらどうかということで申し入れをしていただいております。

私もまだ不勉強でございます。こういった中で、先ほど課長が申し上げております防災計画の見直しと、そしてまた私の今の考え方、そしてまた本当に原子力というものがどういう要素のものであるのか、そういった場で勉強させていただいて、これからの対応の1つの判断基準にさせていただきたいという具合に考えております。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** それはないですね。質問状をちゃんと出しているわけですよ。

福井に対してはこの5点の要求をしてほしいということ。担当の課長は、「先に町長が答弁したとおりでお察しいただきたい」と言われて、その具体的なことを町長自身から説明を求めますと言ったら、「あまり勉強していないので、町村会で関電から説明を受けて見直しをいろいろ考えて、それから。今のところは勉強不足だから」と、そんな答えがありますか。質問しているのは、原稿をちゃんと出しているわけですよ、中身についても。

ましてや、例えば1番は福島原発での事故で核燃料の制御と放射性廃棄物の処理という根本的に技術が確立していないことが判明した現在、原子力に依存することから撤退するよう求める。これについては、先の話の中で「撤退することを求めるとは、よう言わん」と言われましたから、それは1番はそうなのかも知れないと思いますけれども、2点目は、点検のために停止している原子炉は再開しないこと、これはみんな言うておられますよ、この近辺でしたらみんな。もちろん、福井県自体もそういう話をしていきますし、それさえ認められない。

地球上で最も危険とされているプルサーマルは、運転を中止すること。こんな

ことはみんなそう思っているのではないですか。みんなプルサーマルはもっと危険なものだと言っているわけですから。勉強をしなければ答えられないというふうな答弁を議会の本会議で議員の質問に対して答弁するなんて、これはもってのほかですよ。

提出しているわけですから、その時に勉強するべきなんですよ。勉強する材料として出しているわけですから。勉強しないでこの場に臨んで、答えはできないなんてことは認められませんよ。議長、こんな答弁は許さないでください。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井議員さんのご質問でございますけど、私は先ほど段階的に縮小の方向に行くという中での項目に当てはまるものは、そのままやはり働きかけていくと、こういう具合にご理解をいただきたいと存じます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 災害時の要援護者の対策についての質問になります。

東日本大震災は、我々の安全に対する取り組みについて多くの問題点を指摘していると言えるのではないのでしょうか。町は、今行われているまちづくり懇談会の中で質問に答えて、「防災無線の設置や地域防災計画の見直し、防災訓練のあり方など見直し検討していきたい」と答えておられますが、まずはじめに、このことについての詳細なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

先ほど来は見直しをするという話でしたけれども、その中身についてどのように考えているのかをお聞かせください。

次に、連日報道されている被災地の様子の中で、障がい者や高齢者の皆さんが大変な状況におられることに私自身胸を痛めているところです。そこで、障がい者や特に介護の必要な高齢者の防災対策について質問をします。

平成19年3月につくられた「竜王町障がい者計画」には、「民生委員や自主防災組織等との連携を図って、各地域の実情に合わせた効果的な支援体制の整備をすすめていくことが必要だ」として、「災害時要援護者の実態の掌握に努める」というふうに書かれております。このことは現状どこまで進んでいるのかということ、最後の1人まで手を差し伸べられる体制がもうできているのかについて、お伺いしたいと思います。同時に、今回、障がい者計画の中で質問しているわけですが、高齢者についても同じようにお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 若井敏子議員の「災害時の要援護者対策について」のうち防災無線の設置、地域防災計画の見直し、防災訓練のあり方などの見直し検討の考え方についてのご質問にお答えします。

防災無線の設置につきましては、第五次竜王町総合計画におきましても、災害時緊急情報の伝達手段を確保するため地域防災情報システムの整備を図っていくこととしております。

本町では緊急情報などについては、その伝達手段を有線放送に依拠しているところでございますが、携帯電話の著しい普及などから加入者も減少傾向にあり、住民が等しく情報が得られるために地域防災情報システムの整備が重要となっております。これまで有線放送が果たしてきた役割は大きなものがあり、地域情報発信機能を持つ有線放送の有り様も含め、地域防災情報システムの整備について、確実に素早く情報伝達ができ、住民が享受できる情報に格差が生じることのないよう検討していくこととしています。

地域防災計画の見直しにつきましては、特に原子力災害対策に関しては、今回の東日本大震災を受けて、国や県の指針や計画との整合性はありますものの、整合していればよいとの認識だけではなく、さらにその中で本町の状況に即した計画となるよう、県の地域防災計画の見直しも注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

防災訓練のあり方でございますが、先にございました地域防災訓練のご質問にもお答えを申し上げましたが、自主防災組織を確立いただいておりますので、その組織を十分に機能させる防災訓練が必要と考えます。地域防災計画の見直しとも関係してきますが、とりわけ避難については、地震と水害では避難する場所を考慮することも必要な場合があります。さらに大事なことは、一人では避難することができない人を安全に避難させるために地域がどう対応するのか、ご質問の災害時要援護者への支援態勢について日常から地域で話し合い、具体的に訓練活動を繰り返し行うことが求められていると考えます。

行政・災害対策本部の対応は、災害発生からは相当時間を要するものです。それまでの対応を自主防災組織が担わなければなりません。そのための訓練のあり方を検討していきたいと考えています。以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 引き続き、「障がい者や特に介護の必要な高齢者の防災対策について」、ご質問にお答えいたします。

災害が発生した時、障がいのある人や高齢者など、自らの力だけでは迅速な避難ができない人、いわゆる「災害時要援護者」の命を守るためには、ご本人やその家族、また、周りの地域住民の方々が、災害時にはどのような行動が必要であるかを明確にするとともに、危機管理意識の啓発および向上を図ることが大切です。特に災害時要援護者の所在や安否の確認を行い、また、適切な援助を迅速に行うためには、平常時から所在や実情を把握しておくことが必要です。

そこで、竜王町では平成20年8月に災害発生時に災害時要援護者を対象とした「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、その中で、災害時要援護者の情報を把握するため、災害時要援護者登録制度を実施することにしました。

この制度は、災害時要援護者として登録申請をいただくもので、登録者を自治会ごとに取りまとめ、「災害時要援護者台帳」を作成しております。また、登録にあたって、自治会長さん・民生委員児童委員さん等への情報提供に同意をいただいております。現在は町・自治会長さん・民生委員児童委員さんと情報の共有を図っております。

なお、平成23年3月31日現在での登録者は、町内全域で211名でございます。今後、より一層支援体制を充実するためには、一人でも多くの該当者の方々に登録いただくことが大切であると考えております。例年、9月の防災月間にあわせて、民生委員児童委員さんに新規登録や更新の声かけなどのご尽力をいただいておりますが、今年度につきましては、『広報りゅうおう7月号』に災害時要援護者登録制度について再度掲載をさせていただき、いまだ登録されていない対象となり得る方に対して、周知をさせていただくところでございます。

また、災害発生直後の対応として、安否確認や避難支援については地域住民の方や自治会が担っていただくこととなります。災害時要援護者の方たちの安否確認や、どのように避難をさせるかといった具体的な対応の仕方など、地域が主体となるシステムづくりが求められると考えております。9月に各自治会で開催されます防災訓練において、災害時要援護者の方々の避難を想定した訓練等を実施していただくよう、再度各自治会へお願いをさせていただきたいと考えております。以上、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** 国の障がい者制度改革推進会議というのが開かれまして、特に

東北大震災を受けていろいろな議論がされたようでありましてけれども、そこで、岩手・宮城・福島の3県で被害が多かった37の市町の障がい者が15万人ぐらいいるだろうというふうに報告されている、在宅の障がい者ですけれども、その中で安否確認ができたのは9,000人程度であったと。そのうち死者・行方不明者の割合は約2%で、障がい者の方と一般の方と比べると、被害を受けた割合というのはやはり2倍になっていると、こういう話が推進会議の中で出されています。

そしてまた、障がい者の現状についても、障がい者制度改革推進会議で書かれているのは、例えば避難所における障がい者の実情については、段差のために車椅子では中に入れない。聞こえないので食事を受け取れなかったなど、周囲の理解を得られずに孤立して避難所を出ていかざるを得ない、そういうケースがあったという指摘があったとか、避難所を出た障がい者に支援物資が届かないなど、行政の支援が行き届きにくい状況等がこの場所で報告されたというふうに書かれています。

本当に障がいを持った人たちに常日ごろから、1人ではなくて複数で支援の体制をつくっておくということは非常に大事なことなのかなというふうに思います。町の方では、災害時要援護者に対する対応というのはしていますということ、211人でしたか、登録がされているというお話がありましたけれども、この211人というのは本当のところ対象者のうちのどのくらいなのでしょうね。私たちも、プライバシーということもあって、防災訓練等に行っても、「あそこに確かもう1人おられたのと違うかな」と、「そう、戻ってこられた人がいるやろう」とか「足の悪い人がおられるよ」とか、そういう話が出てくるのですね。そうすると、民生委員さんは特にいろいろなところで問題がある、プライバシーという問題があって、そのおうちの中まで入り込めないものがあるのだという話もありましたけれども、本当のところ、家に○の札がついていたら、みんなが出たことになるのかということも出てくると思うのですね。

今度の防災訓練については、前回からちょっと見直した訓練をやってもらっているわけですがけれども、そういうところまで突っ込んだ訓練というのもしなければいけないかなというふうに思うのです。

そういう時のために言ってもらわないといけないのですと言っても、なかなか、それぞれの事情もあって言えない部分もあるのかなと思うのですが、やはり町としては細部までそういう情報をつかんで、一人ひとりに対応が行き渡るような対

策をすべきだと思いますので、お伺いしたいところですが、この211人というのはどうなのでしょうね。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 若井議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。順番が変わるかも分かりませんが、申し訳ございません。

まず最初に、避難所へ避難をされた障がいを持った方と、災害時要援護者の方たちへの支援でございますが、竜王町ではその方たちがうずもれてしまわないということで、登録をしていただきますと、名札みたいになっているこういうものをお渡ししていきまして、そこに自分の情報を書き入れたものを入れて、災害の時にはこれを必ず身に持って逃げてくださいというふうな手法をマニュアルの中でしておりまして、できるだけ避難所の中でうずもれてしまわないようにというところを支援したいなというふうに思っております。

それから、本来でしたら災害時要援護者の方につきましては、支援員さんというか、災害の時にすぐに見に行ってください方を3人程度決めて支援をさせていただくというのがめざすところでございますけれど、竜王町としてはまだそこまではいっておりません。

ただ、川守区におきましては、自主的に昨年度1年間かけて協議をいただきまして、そういう地域で見守る支援員さんを災害時要援護者さんのところにきちんと対応ができるような体制をとりつつしていただきますので、ぜひモデルとしてこれから竜王町の中でも先駆的な取り組みとして私たちもお伝えできたかなというふうに思っております。

それから、対象者でございますけれど、当初させていただいた時は100人に満たなかったのですが、毎年増えておりますので、少しずつではありますけれど、なってきたなというふうには思っておりますし、今回、7月に広報を出していただきますし、9月・10月には民生委員さんにも再度お声かけをいただきたいというふうにも思っておりますので、あせらず少しずつ、きちんと登録をしていただく方が増えていけばいいなというふうに思っております。

対象者でございますが、延べで申しますけれど、身体障がい者の1・2級の方が200人程度、それから知的障がい者の重度と言われる方が40人弱、それから精神障がい者の1級と言われる方が10名弱、それから高齢者の方でございますけれど、介護保険の要介護3～5の方、一人暮らし高齢者の方、それから高齢者のみの世帯の方を合わせますと、350人ぐらいになります。ただ、延べでご

ざいますので、もう少し少なくなると思いますし、竜王町としてはそこに外国籍の方とか乳幼児の方、妊産婦さんという方も災害時要援護者として対象としておりますので、延べでしますとだいたい1,000人ぐらいになるのです。でも、重なっているので800人ぐらいになるのかなというふうに思っておりますが、正式にそこまでの情報は私どもまだ把握をしておりません。

それから、地域の中での防災訓練の中での取り組みでございますが、区長会の時にも区長さんの方に、「ぜひこういうふうな取り組みを、民生委員さんともどもこの台帳を活用して体制づくりを」ということをお願いいたしましたし、また、7月23日にあります区長会の時にももう一度お願いしたいと思っております。

以上、回答といたします。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） なかなか大変ですけど、やはり急がなければいけないことなのかと思うと、延べで1,000人といって、登録が200人とすると、半分も満たないと思いますから、うんと力を入れてもらいたいなと思います。

台帳と言われましたが、台帳があるのですか。「台帳を活用して」と、それは何の台帳ですか。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 若井議員さんの再々質問にお答えいたします。

台帳と言いますのは、登録をしていただいた方、申請をいただいた方を、各自治会ごとに名簿に整理をしておりますして、その台帳をつくっております。その台帳を共有しているということで、区長さんと民生委員児童委員さん、それと町の方で持っております。それが登録台帳でございます。以上、お答えといたします。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後6時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後6時08分

再開 午後6時20分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） まちづくり地域懇談会にかかわっての質問になります。

「まちづくり地域懇談会」というのが今、全町で行われています。町長が就任されて3年にして2回目の集落回りということで、公約実現なのかと言うと、そうでもないのかなと思ったりしているところですけども、その中身について検

証が必要だと考えて質問をするところです。

現在までの懇談会についての成果を、まずお伺いしたいと思います。それは何人参加したかという問題ではなくて、どういう質問や意見が出て、どういう答えがあって、住民さんとどのような懇談ができたのかという、その部分についてお伺いをしたいと思います。

全国の自治体の状況を調べますと、行政懇談会は多くの自治体で実施しています。どこでも各担当職員が行政の取り組みについて説明し、懇談をするという形式です。私は、それらの自治体のやり方をいくつか調べまして、竜王町との違いについて4点指摘をしておきたいと思うのです。

まず1点目は、ほかのところの行政懇談会というのは、毎年予算査定の前に開催されていて、十分な資料が事前に配付をされています。平成18年に竜王町にも来られた鳥取県の日吉津村ですけれども、その行政懇談会に出されている資料は、こんな分厚いものです。これが全戸に配られています。

2つ目は、話し合いですけれども、各自治会が独自に、自分の地域ではこのテーマについて懇談したいということで、自治会の方から申し入れをして、自治会の方が進行をするという、そういう形をとっているところがありました。

3つ目は、当局側というのは、聞かれたことに答えられるメンバーが全部揃っておられます。竜王の場合は、今そういう形ではなかったのですけれども、揃って参加されて、住民さんの質問にも的確に答えられています。

4つ目には、出された意見や要望とかは、その後の自治会長の会議ですとか翌年の行政懇談会で結果報告がされる。こんなふうな仕組みになっているようです。

そういうことから判断をしますと、今やられているまちづくり地域懇談会というのにはいくつかの問題があるのではないのかなと思っているのです。そのことで参加した方に話を聞いてみますと、特に「定住人口の増加」というのがポイントになっているため、町長の目は、「町外の人をどうして竜王町に住ませるか」「空き地にどうして人を住ませるか」「空き家があったらそこにどうしたら住んでもらえるか」という、そういうところに視点があるために、そこに参加している人々の生活というのについてはあまり関心がない感じで、自分のことは無視されて、「来る人はいないか」と聞かれているみたいな感じがするという、そういうふうな感想ですとか、「空き家はありますか」というふうに聞かれたら、空き家があったら人が増えるのかというふうに考えてしまって、「何か机の上で仕事をしておられる人たちの話だなという気がする」という、こういう感想を出す方



がおいでになりました。

これらについても含めてご感想をいただくことと、現時点でのまちづくり地域懇談会の成果について質問をさせていただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井敏子議員さんの「まちづくり地域懇談会の成果について」のご質問にお答えいたします。

まちづくり地域懇談会におきましては、第五次竜王町総合計画のスタートにあたり、まちの将来像「“ひと” 育ち みんなで煌く 交竜の郷」の実現に向けて、町民皆さんにその主旨を伝え、共通認識をいただくとともに、竹山町長と町民皆さんの対話の大切な機会の1つとして、5月16日から7月末日までの間、町内32自治会に出向いております。

地域懇談会では、「第五次総合計画の概要」ならびに総合計画の重点課題として位置づけております「定住人口増加に向けて」、また、「地域の現状と課題」をテーマとして説明させていただき、その後、町民皆様との懇談に入らせていただいております。現在、12の自治会において開催をさせていただいたところであり、参加者につきましては総勢316人であり、平均しますと1自治会約26名となっております。

ご質問をいただいております懇談会での参加者との懇談内容につきましては、まず、将来目標人口の設定や定住対策についてが中心となり、主なご意見といたしましては、\*全国的に人口減少となっているのに、竜王町だけが人口増をうたうのは難しいのではないかと。\*地域では、人口減少時代に、その中でどう支え合って暮らしていくか考えている。\*人口を増やすにあたっての具体的な施策をどう考えているのか。\*人を増やすなら、町外から人を呼ぶだけでなく、町内の若者が出ていくのを止める工夫が大事である。\*住み続けたいというまちの魅力が乏しい。\*交通、医療などの住み続けられる生活環境がまだ不十分である。\*子育てや女性の働ける環境づくりも大事な魅力となる。\*県下・全国に誇れ、引き寄せる特色がほしい。\*中学生が町に住み続けたいという気持ちは変わっていく。若者の流出を食い止めるためにも、若い人に魅力ある働く場所、雇用の創出をする企業立地が必要である。\*農振区域における土地規制が厳しすぎる。\*今まで、竜王町はダイハツの寮生などの定住人口を増やすチャンスを逃してきたのではないかと。\*計画どおりに積極的に展開すれば、現時点なら企業や商業施設の立地から、人口が増える可能性はあると思うなどの貴重なご意見や、示しました

1万4,000人をめざす住宅地確保の方針についてのご質問をいただいております。

また、その他のご意見・ご質問は、地域の実情に即した内容として、岡屋工業団地の動向、通学路歩道の整備、防犯・防災対策にかかわる問題、篠原駅周辺整備ならびにアクセス道路の動向、税金や公共料金の内容、財政健全化に向けての継続した取り組みなどがあがっております。

こうした貴重なご意見・ご質問には、その場でお答えさせていただいたものや懇談させていただいたものもあれば、持ち帰りさせていただき、後日返答させていただくもの、さらには、全地区を終えましての総括の中で、返答や具体策への反映ということで進めさせていただいております。

また、特に今回のポイントである定住課題については、本年4月より定住促進対策室を設置し、今まで難しいこととして取り扱ってきた地域や町民皆さんの住宅対策・施策の窓口となり、ご意見を聞きながら、いっしょに考え地域の実情に合った施策の展開を進めてまいりますことをアピールさせていただいております。

続きまして、「今回の地域懇談会が定住人口の増加がポイントとなっており、現在の町民の方々の生活実態の把握や暮らしやすい環境づくりといった視点や説明が不十分ではないか」とのことではありますが、今回は、限られた時間で定住人口増加に向けて、特に住宅地施策を中心に懇談会を進めております。ご指摘の視点は、現在のまちづくりを進めていくための大切な要素であり、行政運営のベースとなる施策として継続した取り組みとして展開してまいります。さらに、定住人口増加にもつながる大変重要な要素であると認識をしております。

また、今後、さまざまな分野・部署で具体的な行動を起こします定住人口増加の取り組みは、現在お住まいの町民皆さんの生活環境の向上にもつながっていくものと考えております。竜王町の人口減少を止め、竜王町を担う若者の流出に歯止めをかけるための定住環境づくりが必要であります。そのためには、暮らしやすい環境づくりや住める場所の提供や誘導、情報発信の行動を起こしていくことが大変重要と考えております。同時に、竜王町の魅力を最大限にアピールすることで、町外の人や竜王町で働いている方が住める住環境整備を進めていく行動を起こしてまいりたいと考えております。

今回の総合計画は、その定住施策の方針を示したものであり、町民皆さんの共通理解・共通の目標となり、町民皆さんといっしょに進めていけますよう、地域

懇談会を開催させていただいております。若井議員をはじめ議員皆様のご理解、ご協力、ご助言をお願い申し上げまして、まちづくり地域懇談会へのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 既に1回目の質問で「ご助言」もしているのですが、今また「ご助言ください」とおっしゃいましたので、もう少し「ご助言」したいと思います。

懇談会というもの、懇願会の開き方というのは、私は非常に疑問に思っているところがあるのですよ。「懇談会」というのを広辞苑で調べてみましたら、「打ち解けてざっくばらんに話し合うこと」なんだそうです。今までの懇談会、私も実は12回開かれたという中で6回まで参加させていただいているのですけれども、打ち解けてざっくばらんに話し合う、ちょっと違うなという感じがしますね。

私、何よりも今のまちづくり懇談会でいくつか指摘しておきたいと思うことは、まず1つ目に、町長のごあいさつというのが、会場ごとに内容が違って一貫性がないのですよ。町長の話は何よりも正確でなくてはいけないと思うのですけれども、正確なお話というのがない。

これは原稿をつくって言うておられるのではないのかなと、その辺もお伺いしたいところなんですけれども、特に財政の問題での提起があるのですけれども、実質公債費比率の数字ですべてを説明しようと言われていて、まるで過去の失政を私が引き継いで、私が現在大変苦勞していますというふうな印象を与えるようなお話なんです。選挙で私は財政健全化を訴えてきましたと。実際就任してみると借金の多さにびっくりしましたと。それで大きなプロジェクトはやめて行財政改革を進めましたと。行財政改革のプログラムはできていたけれども、実行はされてなかったの、できることからやろうと考えて、その結果、翌年実質公債費比率は18.4%になったと。こんなふうに説明されるのですけれども、実質公債費比率は平成18年に法律が改正されて、それから3年平均ですから、実際、実質公債費比率で話が出てくるのは、平成21年からなんです。それまでの長というのはこういう認識はなかったわけですよ、実質公債費比率という認識は。それが平成21年から財政指標の物差しになったものですから、しかも、今までは加味されていなかった特別会計の公債費も加えて計算されるようになりましたから、これは前の人がこれだけ借金を残したのだという話では当然ないと思うのです。その辺での説明が非常に不十分なもので、誤解を与えるのではないかと、このことをまず指摘しておきたいと思うのです。

誤解を与えるということについて言うと、もっとほかの部分もありまして、ちょっとその「誤解を与える話」はあとにして、質問に答えるというのは、これは懇談ではないのですね。これは質疑応答なんですよ。どこの会場でも出てくる質問には答えながら、そのテーマで懇談するという双方向の話合いに持ち込まなければ、懇談にはならない。ただ単なる質疑応答なんですけれども、質疑応答にかなっていない。

例えば参加者から、「若者定住とか人口増をめざすというのだったら、具体的な施策が知りたい」とか「医療費の無料化の拡大や子育て施策の充実」についての意見が出されてきた。それに対して町長はどう答えるか、昨日の西川では、ご自分の子どもさんの話を出して、「住める家があるのにいっしょに住まない」とか「西山も戸数は増えているけども、人口は増えない」とか、そういう話で焦点をぼかすというのか、まともな回答ではなくて、自分とその人との間で終わってしまう話になるのですね。

西横関について言ったら、蒲生や桜川や愛知川や五個荘にはいっぱい家が建っている。企業は近くにアパートがあればいいのですから、家を建ててほしいと要望されているのだと。竜王から若い人が出て行くのは私、大変つらいのですと。中学生はずっと竜王に住みたいとアンケートで答えているのに、青年になったら出ていく。若い人が出ていくのはつらいですと、こんなふうにお話しになるのです。懇談というのは、そういうものではないです。相手が出された話を自分の中で消化しながらも、また相手に投げかけていく。あるいは参加しているほかの人にも投げかけていく。それで「懇談」になるのですよ。そのテーマを2人でやり取りしてしまったら、もう終わってしまうわけですから、そういうのは「懇談」とは言わないと思うのです。

そういう意味での懇談会のやり方というのは、ちょっとやはり、今まで参加したところ、参加していないところはまた違ったのかも知れませんが、問題があるのではないのかなというふうに思っています。

それと、3点目ですけど、今回は担当者がおられませんので、具体的な質問や要望が出て、ほとんど町長が受け答えをされるのです。そこで問題なのは、ここに出てきますが、非常に誤解を招くような発言をされるのです。薬師で「竜王町の税金は高いのか」という質問があって、たまたま司会していた人がその担当だったので、「いえ、税金はどこのまちでも同じです」と即答してしまった。そうしたら、水道料金が低いのは、今度は地下水を使っているところがあるからだ

と答えてしまったのです。それで終わってしまっているのです。

これはもう少し丁寧に説明しないと、竜王町の税金は高いのか、国保税は竜王町で決めています、ほかの税金については県・国の方で決められているものもありますという話なら分かるのですけれども、「いえいえ、税金というのはどこもいっしょなんです。竜王だけが特別に税率が高いとか、そんなことはありません」と言ってしまって、水道について言ったら、「地下水を使っている人があるからです」と、そういう問題ではないと思うのですが、非常にそういう意味では親切ではない、不親切な話です。

もう1つ例をあげると都市計画の話です。今日も言われましたね、町長。平成27年が見直しの時期だと。「皆さんが集落のここに住宅を建ててほしいと言われたら、そこが農振地であっても、県がペケと言いましても私がマルにします。私、汗をかかせてもらいます」と、こういうふうに言われるのですよ。そうすると、国土利用計画の話、都市計画法の話、あるいはマスタープランの話、いろいろなものが入り混じってお話をされていますから、聞いている人は、「どこでも言ったらできるのだな」ととってしまうのです。そういう意味では、もう少し丁寧なきちんとした説明をすべきだと思うのです。

ついでに言うておきますと、「松が丘さん」とか「小口さん」とか、集落に「さん」付けをするのは、「さん」の使い方としては不適切ではないかなというふうに私自身思っておりますので、つけ加えておきたいと思います。

もう1つ松陽台の、先ほど私、榎木課長が言われてもうビクッとしたことが1つあったのです。皆さんから出されている定住ゾーンの取り組みというのは、そこに住んでいる人たちの生活環境の向上につながるのだというお話がありまして、そういうふうに見ておられるのだなと思ったのです。本当にそう思って見ているのだったら、例えば松陽台で住宅問題の話ということで、住んでいない人の土地での草刈りのことが出てきたとか、あるいは松が丘でエバークリーンの話が出てきたとか、西横関で近江八幡市の焼却炉の話が出てきたとか、人口戦略を進めるうえでは、エバークリーンも焼却炉も大切なテーマになると思うのです、今のそういう考え方から言ったら。ところが、エバークリーンについては「町が許可するような施設でない問題から、町としてはどうしようもないのです」、近江八幡市の焼却炉について、「近江八幡市がされることですから、竜王町としてはやめてくださいとは言えません」と言って、つっぱねてしまわれるのです。これでは懇談会にはならない。どちらも竜王町の住民にとっては不安があるわけです。

から、中身をよく聞き取って、町として住民の不安を払拭させるためにどんなことができるかという話し合いをする、そこでこそ懇談が必要なんですね。そこで懇談が出てこないといけないと思うのです。「皆さんはどう思われますか」「そんなに不安に思っておられるのですか。それなら私らも近江八幡市に対してそういう話をします」と、そういうことにならないといけないと思うのです。

長くなりますね、そろそろ「やめよ」と言われそうですね。

懇談会のあり方というのは、やはりもっと見直さなければならぬということ、ある町長の話为例に出しますと、住民の皆さんと話をする、その人が高まるのだと、その人がよく分かってくださるのだと、分かってくださると味方になってくださるのだと。だから、懇談をするということはものすごく大事だと。もちろん、情報はきっちり正確に伝えなければいけないけれども、それを伝えれば、相手が分かってくれるのだと。分かってくれたら力になり、知識があり、知恵を貸してくださるのだと。だから、懇談会というところで住民さんとお話をする場合は、そういう構えが必要だということをまず指摘しておきたいと思います。

以上についての何かご意見がありましたら、反論がありましたら、どうぞ。

○議長（寺島健一） 川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） ただいま若井敏子さんの方から、いろいろ貴重なご意見をいただいております。

先ほど課長が申し上げましたように、今回の懇談会の趣旨は、やはり1つは第五次総合計画を皆さんに共通理解をしていただくという、これがメインでございまして、その中で特に定住人口を増やしていくということ、さらに地域の課題という、このことを1つの課題とさせていただいている関係でございまして、確におっしゃるようないろいろな課題、出て行ったところでもやはり、「もう少し具体的な話を」とかいうお話があったわけですけど、今回、限られた時間の中で、さらに今回は町長と直接懇談をしていただくことを最大限にしておりますので、確におっしゃるような、それぞれ担当がもっと出て行って、説明に対して答えられる体制にしろということでございますけれど、今回は町長が直接住民の皆さんと懇談をするということをメインにさせていただいておりますので、確におっしゃるとおり、今後の懇談会のあり方については若井議員さんおっしゃるとおり、また参考にさせていただきたいと思っておりますので、今回はこういう形でさせていただいておりますので、いろいろご意見等あろうかと思っておりますけど、今回こういう形で、今ほぼ3分の1を終わらせていただきましたけれど、いろい

ろなご意見もあると聞いておりますけど、我々行かせていただいた中では、それぞれのご意見もございまして、こういう懇談会もよいというご意見も一方でいただいておりますので、引き続きこういう形であと残り3分の2になりますけれども、今までやらせていただいた方法で今回はさせていただきたい、こう思っておりますので、今いただきました懇談会の持ち方については、また今後以降の懇談会には参考にさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） それで終わりですか。今後の参考にするというのは、明日の懇談会からと言われるのなら話は分からないことはないですけど、今回はこのままで行きたいみたいなお話でしたから。

間違ったことを言っているところとか誤解を招くような言い方をするとところは、これはやはり、「このことについてはこういうふうに言うのですよ」という文章をつくって言わないと、本当に誤解を招くような言い方はよくないですよ。それはちょっと、言えないと思うのですよ、職員さんに「町長が変なことを言われたから、あなたが直してあげて」なんて、「ちゃんと言ってあげて」なんて、言えませんよ、職員さんは。私らはこんなところで堂々と言っていますけれども、職員さんは言えないですよ。

だから、それは町長自身が「こういうように言おうと思っているけど、間違っていないか」と言われなかったら、だめなんですよ。あれやこれや混ぜて都市計画の話をしてしまったら、住民さんには全然違うように伝わってしまいますから。町の財政がこんなになっているのは、前の町長が悪かったのと違うのですよ。国のやり方がそうだったのですよ。しかも、今は財政の違う指標を持ってきて、町長になってからですよ、この財政指標で見えてきて、18.5だったらどうだとか、20を超えたらどうだと言っているのは。あの当時はそういうものはなかったのですよ。その時と同じように、同じ目線で判断したら、それは間違っているのですよ。

そういうことを引き合いに出してきて、いかにも私は苦労していますと言わんばかりの話は、よくないですよ。「私は、選挙の時はこう言いました。皆さんご承知のとおり」と言われたら、「そう言えばあの人、財政健全化せんとかかんと言うてはったな。そのとおりしてはるんやな」と、来年の選挙にはきつといいと思いますよ。そういう問題ではないのですよ、正確に事を伝えなければいけない。

そこらあたり川部さんの回答は、「今回以降」ではなしに、「次回こういうことをする時に」という話でしたけど、町長、自分の言っていることが間違いないのだと言うのでしたら、ちゃんと言ってくださいよ。私の聞き違いだと、私のメモが間違っているのだったら言ってください。そうでなかったら、ちゃんと今後はきちんと内容を確認して言うようにしますと、そこらあたりはつきりさせてください。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ご指摘いただいたことを、しっかりとまた自分自身で点検をいたしまして、また明日からに臨みたいという具合に思います。ただ、私も人間でございませぬ。生身でございませぬので、やはりその場その場で皆さんからご指摘いただくようなことが起こっているということも弁えております。そういったところは、やはりまた同席しております職員あるいはまた皆さんからご指摘いただけたらという具合に思います。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 最後です。ECという会社です。小口地先の産廃事業者についての質問をします。

竜王町には、既に長年操業している産業廃棄物の処理工場があります。この事業者については過去に幾度も問題を起こして、地元の皆さんは、今でも安全だ、安心だとは思えないと話しておられます。この事例もあることから、松が丘や小口の住民の中には、今回、小口地先に建設中の、いやもう操業を開始しているこのECという事業者については、大変心配をされています。特に千葉県の消印で「意見書」と書かれた告発文書も多くの家庭に送られてきたこともあって、心配を増幅されています。

そこで、この事業者について町としてどのような情報を持っておられるのか、進出に至る経過と、会社の概要、県との協議について、その内容をお伺いします。特に告発文書の内容については、中身を調査してほしいというふうにお問い合わせをしておりましたので、その結果についてもご報告をお願いします。

このEC社というのは、松が丘での説明会で、何度も「すみません」「申し訳ありません」を連発して、まともな説明をしませんでした。参加者の質問に答えられないような状況で、そういう時には何度も「すみません」「申し訳ありません」というふうに繰り返し言っているのですけれども、町として小口や松が丘の皆さんが安心して暮らせるまちにするために、また、企業の社会的責任を果たさせるとい



う意味でも、町として指導されるべきだと思うところですが、ご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井敏子議員の「小口地先の産廃事業者について」のご質問にお答えします。

まず、1点目の「町としてどのような情報を持っているか」、「進出に至る経緯と会社概要」、「県との協議があればその内容について」、「特に『意見書』と書かれた告発文の内容についての調査結果について」とのご質問ですが、まず、進出に至る経緯についてご説明いたします。

この3月上旬に、当該区域において建築行為が着手され、ほぼ同時期に、当該区域における上水道の使用許可申請があがってきたことをきっかけに、当該企業の進出計画が明らかになっております。

以降、主な経緯を申しますと、\*3月31日に、当該事業者より町および小口自治会長へのあいさつと事業概要説明。\*4月14日に、当該事業者より小口自治会役員会への事業説明会。\*4月20日に、当該事業者より松が丘自治会長へのあいさつ。\*同じく4月20日に、町と東近江環境総合事務所環境課との協議。\*4月25日に、町より小口・松が丘・薬師自治会会長へ経過を説明。\*4月28日に、当該事業者より薬師自治会長へのあいさつ。\*5月16日に、町と当該事業者との公害防止協定等の協議。\*6月3日に、町と当該事業者との公害防止協定等の協議。\*6月4日に、当該事業者より松が丘自治会向け住民説明会。\*6月6日に、松が丘自治会長より住民説明会の概要報告が町にありました。\*6月10日に、当該事業者に松が丘自治会向け住民説明会への対応を確認。\*6月11日に、6月4日の説明会では不十分であったことから、再度の松が丘自治会向け住民説明会が開催されております。\*6月14日に、現地関西支社での現地調査。\*6月15日に、千葉県の本社および関連施設の調査を行ってきております。また、この間、町は事業者に対して、都度、電話連絡等詳細の確認や事業展開への指導に努めてまいりました。

次に、当該事業者の会社概要等についてご説明申し上げます。設立は1978年、資本金8,000万円で、従業員数は290名（2010年9月末時点）です。事業内容は、「再生油製造販売」「原料有価買受およびリサイクル」「産業廃棄物収集運搬およびリサイクル」などを営まれています。本社は千葉県野田市にあり、同所在地に千葉支店および開発センターが併設され、他の支店としては、

岩手県北上市の東北支店、神奈川県平塚市の神奈川支店があります。

今回、小口工業用地内に進出するのは、当該企業の関西支店となります。ここでの事業内容は、「使用済みのオイル・オイルエレメント・不凍液の有価買取回収」の3業務であり、千葉および神奈川の施設でリサイクル活用されるための集積・中継所であります。

関西支店の活動範囲（回収範囲）としては、東は富山県・岐阜県・愛知県から西は鳥取県・岡山県、四国も香川県・徳島県となっております。

関西支店の営業時間は午前8時から午後5時と聞いており、営業日は原則、祝日を除き月曜日から土曜日です。広範囲・遠方への集配の関係から、操業の時間帯は早朝5時ごろからの出発もあり、回収され閉められるのが午後10時ごろになることもあるとのことです。

施設概要については、大きくは3施設あり、使用済みオイル用地下貯蔵タンクを設置する荷降ろし充填施設、使用済み不凍液地下タンクを併設する使用済みオイルエレメント倉庫、2階建ての事務所棟であり、その他は洗車場と駐車場であります。

車両台数については、使用済みオイル回収用の4tタンクローリー24台、使用済みオイルエレメントおよび不凍液回収用の4t平ボディ車6台、区間輸送用トレーラータンクローリー4台、区間輸送用トレーラーウイング車1台、営業車両3台、構内作業用フォークリフト1台となっております。

業務の流れとしては、4tタンクローリーおよび4t平ボディ車が回収物を支店に搬入し、支店の貯蔵タンクおよび保管倉庫にて一時保管し、千葉および神奈川の施設へ区間輸送用トレーラータンクローリーおよびトレーラーウイング車で搬出されることとなります。

一日の流れとしては、朝に回収に向かうトラックが支店を出発し、夜に回収物を積んだトラックが支店に戻ってきます。翌朝には回収されたものをまとめて、トレーラーが千葉および神奈川の施設に向けて出発するという流れになっております。

次に、県等との協議ですが、当該事業者より町および小口自治会長に説明のあった事業概要をもって、滋賀県東近江環境総合事務所環境課に報告・相談を行っております。その結果、当該事業者の行う事業が使用済みオイルなどを有価物として買取回収し、中継保管する倉庫機能であり、「廃棄物にあらず廃棄物処理法には抵触しないこと」、「産業廃棄物処理施設でもないこと」を確認するととも

に、県環境サイドにおける許認可の手続き等は要しないことを確認しております。

また、備蓄用地下タンクやタンクローリーがあることから、消防法関係については、近江八幡消防署の指導を受け適切に対応し、消防検査については問題なく完了したことを、近江八幡消防署に確認しています。

あわせて、当該区域内建造物の建築確認申請についても、問題なく確認済がおりていることを、県甲賀土木事務所に確認しております。

次に、4月中旬および5月中旬に、『意見書』と表して小口および松が丘の住民の方へ郵送された告発文の内容の事実関係の確認についてですが、その内容によりますと、\*廃棄物の取り扱い方を行政・地元住民に説明なしで経営者の私腹を肥やすために取り扱ってきた。\*適正な処理を行っておらず、当該事業者に対するユーザーの不信感が積み重なっている一方で私腹を肥やしている。\*産廃処理施設は地元合意が必要であるが、当該事業者は地元はどう説明され、住民の同意を得たのか。\*環境アセスの実施が必須であるが、その結果はどうなっているのか。どのように住民に説明されたのかであり、それに加えて、\*間違った経営方針、横領・内部告発した社員の退職、過酷な労働、会社による社員の行動の監視と処罰等々、劣悪な労働環境となっているとの内容であります。

当方で確認したところ、まず、他支店においては、地域の住民さん等からの要望・苦情等はこれまでのところ出てきてはいないということです。また、廃棄物の取り扱い、適正な処理についてであります。先ほど申しあげましたように、関西支店、当該施設での扱い物については廃棄物にあらず、廃棄物処理法には抵触しないことから、産業廃棄物処理施設でもなく、関係の許認可の手続き等は要しないことを確認しております。

産廃処理施設設置にかかる地元合意、地元説明、環境アセスには該当はいたしません。経過で申しあげましたように、この4月以降、順次、地元へのごあいさつおよび説明を行われております。

一方、複数件の職場環境・労働環境にかかる告訴はあったと聞いておりますが、現時点では和解となっていると聞いております。

2点目に、企業の社会的責任という意味でも行政指導とのことですが、先ほど申しあげましたとおり、当該事業者の事業活動は、各種法令・規則に抵触するものでないことが確認されております。

先ほどの山添議員さんからのご質問にも回答させていただきましたが、基本的には、行政としては、適法に事業活動が行われる範囲において、民間企業の自由

な企業活動を妨げるものではありませんが、町としましては、当該事業者に限らず、町民の皆様の生活の安全と環境を守るために、各事業者には法令遵守にとどまらず、状況に応じて、必要な措置・指導を積極的に講じていきたいと思っています。

今回の件については、周辺地域への周知の遅れ、使用済みオイルという危険物を取り扱うことでのご心配に加えて、意見書等が出回るなどの要因から、近隣住民さんの不安をあおる結果となってしまいました。当該事業者に対しては、そのことを十分踏まえて、法令遵守や周辺環境への配慮はもとより、今後も継続して地域への貢献、地元住民への適正な情報開示・情報交換を行うよう、しっかりと協力要請を行っていく所存であります。以上、若井議員さんからのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 再質問が順不同というか、系統的にメモがまとめられてないのですが、行ったり来たりするかも知れないですが、いくつか再質問をしたいと思います。

まず1つ目ですけれど、この会社はもともと神奈川県と千葉県にあるわけですが、主には千葉県が本社で、千葉県野田市なんですけども、そこでは住民からの要望とか苦情といったものは出ていないというふうに言われたという話がありましたね。これ、私が今ここに持っているのは、野田市の市議会の議事録なんです。ここで、根本市長がこうっておられるのです。「ちょっと詳しい経過は分かりませんが、確か南部工業団地はたぶん借地だと思います」、これはエバークリーンの話をされているのです。「これはちょっと不正確な、ちょっと分かりませんが、いずれにしても数年前に一部そちらに移しておったということがございます。恐らくは七光台における地元とのいろいろなこともございまして、やはり最終的にそちらに全部移転させてしまいたいという形になった」と、こういうふうに言っておられるのです。

七光台というのは、移転される前の2000年当時に建てた施設ですね。今は二ツ塚というのですけれども、二ツ塚に今建てておられるのが2009年ですから、一昨年ですね。普通、大きな処理施設を10年経って新たに違うところに建てるなんて、考えられないじゃないですか。それはそういうふうにしておられて、住民との苦情があったということは市長さんが認めておられるのですね。ところが、事業者は認めないのですね。

この中身は、実はただいま空を走っておりまして、明日ぐらいにはどういうことがあったのかというのが分かる資料が届くことになっています。そういう事実が議会の議事録で出ているわけですから、これは認めざるを得ないところでしょう。けれども、何もないと聞いて帰ってきて、そうですかと言っておられるのは、町はどうなのかなというふうに思いますね。

私は松が丘の地域懇談会に行って、それで1回目の説明会も聞いて、2回目の説明会も聞いて、松が丘の皆さんは本当に熱いなというふうに思ったのです。住民の皆さんの思いは「蛍が飛び交い、清流が流れる今の環境を守りたい」ということなんです。町は法的には事業者にも何とも言えないけれども、住民の環境や暮らしなどが破壊されるような問題があるのだったら、町としては黙っていられないというお話がありましたから、まさにそのことが今出てきているのだということをも1つ覚えておいてほしいなと思うのです。

もう1つ再質問の中で伺いたいのは、公害防止協定のことですね。町は今、先ほどの経過説明の中で、公害防止協定は結ぶということで協議をしていると。5月16日と6月3日に話をしているということで、現実には協定そのものは向こうの会社へ行っていて、向こうで今チェックを入れておられるというのか、それがまたこちらへ返ってくる、そういう状況なのかなというふうに思うのですけれども、もう実際に稼働している、試運転とか言いながら実際は稼働している。朝5時になったらトラックが出ていっているのです。そういう状況の中で公害防止協定がまだできてないというのは、3月上旬に初めて町に水道のことで来たから分かったという話でしたけど、それから4月いっぱいあって、5月16日まで公害防止協定のことについて触れられてないというのは、やはりこれは遅いですよね。どういう状況なのか、いつ稼働するのかもやはり確認したら、公害防止協定というのはすぐにつくらないといけないものですから、紳士協定で大した効果はないとはいっても、それはやはりきちんと相手と交渉する材料としてすべきですから、なぜこの公害防止協定がそんなに遅れているのかについて、目途としてはいつごろ結ぶことになるのかということについて、再質問しておきます。

私は、集めてきたものを一時保管する場所だという話について、それはちょっとおかしいなと思っていて、現地で2000年に建てた施設を、昨年裁判で勝って、その施設を全部七光台からこちらへ事業者が移したと。七光台の施設は今も残っていると。この間の説明会では、七光台は公園になっていますと言われたのですけれども、公園ではなくて木が3本ほど植わっていて、社長の住まいになっ

ていると。公園というようなものではないという話で、施設そのものはまだ建っているのだそうです。

そこでもう全部二ツ塚の方に移動させておられるのですけれども、そこでやはりどんな処理をされるのかということ、ここで集めたものを、そこでどういう処理をされるのかということ、やはりもう少し詳しく確認してほしいと思うのです。

区間輸送用のトレーラーのタンクの容量は書いていませんね。どれだけのタンクなのか。4 tトラックで回収したものを、一旦、地下貯蔵タンクに入れて、今度、区間輸送用のトレーラータンクに移し替えて持っていかれるのですけれども、その間に地下タンクの中でその油はどうなっているのかということが知りたいのですよ。現地の人のお話によると、そのタンクの中で既に沈殿槽と上部の油分とが分離するような状態になるのだと。吸い出す時は上の分だけ吸い出す場合と、底の汚泥の部分の固まったものを吸い出すのとは、分けて吸い出されると。上の上澄みは再生油にするためにトラックに積んで使われると。下の汚泥の部分は乾燥させて、最終的には焼却炉で燃やしてしまわれるのだと。そういう話がありましたから、それなら、確かに理屈が分かるなと思うのですよ。貯蔵タンクに入れて神奈川まで運ぶ、千葉まで運ぶということの。480 kmありますからね、千葉までといたら。そんな勿体ないことをされるのかなと思ったら、それなら乾燥させて軽くなったものを運ぶのだったら問題ないのかなと思うのです。そういう工程をきちんと確認してほしい。分かっていたら言ってほしいというのが再質問です。

いくつか言いましたので、その辺で回答をお願いします。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 若井敏子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほど野田市議会の議事録ですか、そちらの方で述べられましたエバークリーンの操業の地である七光台というところで、いろいろなことがあったということでございました。それにつきましては、私ども確認はできておりません。企業側からは、なかったということは聞かせていただきましたが、ただいま議事録の関係については、確認はいたしておりません。

そして、公害防止協定の関係でございますが、本来、公害防止協定を締結して事業が始まると、これが本来である。これはもうまぎれもないことでございますが、先ほど桴木政策推進課長が申し上げましたように、上水道の使用許可等の申

請があつて分かつたというふうな状況もございまして、3月31日に当該事業者より事業説明・概要説明を受けたということで、その時点で、こういった状況であれば、分かる範囲でその時に公害防止協定は必要ですよという話はしております。その時点で事業者の方も、「分かりました」ということは言っておりますが、さらに詳しく、私どもも後にございます県の環境課の方にもいろいろ法的な関係あるいは許認可の関係、そういった確認をするということもございましたので、実際、公害防止協定の作業については時間を要してしまったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、公害防止協定につきましては、これは事業者にも申し上げておりますし、今の段階で6月中には締結したい、一日も早く締結したいという思いでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

先ほど七光台、操業地のところが公園ということで、事業者の方からは私どもはそのように聞いておりました。先ほど若井議員の方からは、木が何本か植わっているだけで、施設がまだあるということでございました。これにつきましても、私ども現地の確認はいたしておりませんことをご報告させていただきます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井敏子議員の再質問について、2点お答えをさせていただきます。

松が丘のまちづくりのビジョンとして、環境保全等の形でのまちづくりを進めようとしておるといふようなことも聞かせていただきました。そういったことも含めまして、事業者の方には環境保全対策、さらには安全の徹底について町としても強く要請、また監視をさせていただきたいと思っております。

また、最後にご質問ありましたタンクローリーの流れでございしますが、4tトラックで4tのタンクローリーで回収をし、70tの地下貯蔵タンクが2本ありますので、そこへ一時保管をするということでございます。それで、その量に應じまして、基本的には翌朝になります。28t級のタンクローリーで運ぶといふようなことで説明を受けております。

それと、吸い上げる方法につきましては、ホースで吸い上げるわけですが、槽の中の下の部分までを突っ込んで吸い上げるということでございまして、仰せの自然的に分解をするという方式について、そういった方式があるのかとい

うことで尋ねさせてもらいました。静置という方式で油分等を分離する方式があるようでございますが、今の貯蔵タンクならびにタンクローリーも含めてですが、そういう形にはなっていないということでございました。以上でございます。

○議長（寺島健一） 8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 確認していないというところは、確認してください。

昨日、千葉へ行った。その前の日、現地を見た。その結果についてまずご報告をください。

それから、工場の中は現地へ行かれたら分かったかと思うのですが、事務所棟の付近はコンクリートを張っているのだけでも、タンクローリーなどを停めるところの駐車場は砂利が敷いてあるだけでしたよね。それは油をつけた車が帰ってきて、そこで洗車すれば、地下に浸透していくということで、いくら油水分離器を置こうが、どうしても、地下に浸透してしまうと油分が地下水に影響するということは当然あるので、駐車場のところが石で覆われているということについての事業者の考え方について、今もし答えられなかったら、確認しておいてもらいたいと思うのです。

なかなか難しいですね、聞きながら次の質問を考えるのは難しいです。住民皆さんが思っておられるのは、「蛍が飛び交い、清流が流れる今の環境を守りたい」ということだったので、この辺についてはしっかりと頭に置いておいてほしいということと、公害防止協定を何とかつくる方向で進んでいるわけですがけれども、これには何としても地元の人声、「そこしか頼るところがないね」という話を地元の人がされていて、公害防止協定は二者間で、松が丘とか小口とかの区長さんというのは立ち会でハンコを押される程度かも知れないのですが、「中身についてしっかり見たい」と、「しっかり見させてほしいし、しっかり声を入れてほしい」という話でしたので、公害防止協定の中に、松が丘や小口の自治会の皆さんの声が入るように配慮をしていただきたい、そのことを確認しておきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

14日の日に関西支社と言われる小口地先の現場の方の立会をさせてもらいました。その状況について報告をさせていただきます。

現在の状況は、既に事務所棟を除き完成をしているという状況でございました。



管理者の方に説明を順次、1施設ずつ説明を受けたところでございます。事務所棟につきましては、まだ建築段階ということでございます。

まず、キャノピーといわれておるところにつきましては、先ほど申し上げたところでございますが、キャノピーという庇の下の中だけで、充填なり搬入した油を出すというような作業をするということで、安全を確認されるということでされておりました。ここには、そういった作業上で万一の油漏れ等がある可能性も含めて、油水分離槽が設置されておりました。油水分離槽はほかあと3か所ございますが、大きさにつきましては2.5m×1mで、深さ1.8mの中に4槽の槽がある油水分離槽でございます。その中でオイルマット等が1か所敷き詰められておりました。

ほかのこともいっしょでございますが、油水分離槽の点検については、毎日点検をして確認を取っているということでございます。

また、倉庫になる部分のエレメント倉庫につきましては、エレメントを回収してきて、そこで一旦コンテナに入れるということでございます。回収につきましては、特製のドラム缶で回収をされて、それをその場で開けられてコンテナに入ると。コンテナの大きさは1.5m<sup>3</sup>~2kl というぐらいの範囲だということでございます。現在のところ35個のコンテナがございまして、これはこのあと神奈川本社棟の方に半分は持って行かれて、概ね半分ぐらいがこちらの方に残るということ、今現在では35個のコンテナがあったということで、それが搬送されるということでございます。

特にその中については、一般倉庫でございましたが、排煙用の窓とか換気扇等がございましたが、臭い等につきましては、まだものが入っていませんので、臭いは確認されておきませんが、臭いの流出については特に臭いがあるとしたらここが一番感じる場所だろうということで、十分に安全管理をしたいということと、加えてドラム缶からコンテナに入れますので、音が出るのではないかと。昼間は大丈夫ですけれども、夜は音がしますので、音については消音対策を取っていきたいということで説明を受けております。

あと、大きく全体的な排水なり油漏れ等に対する対応ということでございますが、油水分離槽があと洗車場というところにごございました。洗車場のところに油水分離槽がございまして、最終、流末となる調整池の前に同じ形の油水分離槽が設置されております。

まだ設置はされておきませんが、ここには緊急的な土のうとかオイルマットの

備蓄倉庫を置く予定をしているということで確認を取っております。

一番にご質問がありました駐車場ならびに洗車の件でございますが、洗車場所はコンクリートの中でやっておりますが、一般駐車場のところにつきましては、空の状態で駐車をするということで、当然、その駐車場に停めるまでに洗車場なりの中でちゃんときれいにさせてもらって駐車をするというようなことで聞いております。

全体的な勾配については、周辺排水路の方に順次、雨水排水については勾配が向いておるといようなことでございます。

また、入口から見たところはまだ工事中ということでございまして、工事用の塀があったわけでございますが、あとのところにつきましては、松が丘団地側につきましてはメッシュフェンス、また入ったところから鉄塔側の方につきましては眼隠し塀、さらには事業者が隣接しているところには、既に隣接している事業者のメッシュフェンスがございます。あわせまして、工事中のところについては、現在のところ眼隠し塀を予定をしているということでございますが、出入り口の交通安全、こういったことも踏まえてそのフェンスについての再検討をするよう要請をしまいったところでございます。

もう1つ、最流末での油水分離槽について、監視カメラにつきましては6台の設置がされてございまして、松が丘団地側、広谷川沿いに3基、そして鉄塔側に2基、そして住鉄さんの倉庫側に1基ということで、6台の設置がされておりました。

14日、現地立ち入りについての大きなことについては、以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 若井生活安全課長。

**○生活安全課長（若井政彦）** 若井敏子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。昨日、本社の方に行ってまいりましたので、そのことにつきましてご報告をさせていただきますと思います。

本社へ寄せていただきましたのは、松が丘の地元説明会等々の住民の方の不安等もございまして、一昨日に現地で、ただいま榎木課長が申しあげましたように、現地の調査もさせていただきました。そのことをさらに確認をするということと、類似施設等があるだろうということで、そういったものの調査・確認ということと、本社業務を確認させていただくといったことで寄せていただきました。

この事業者につきましては、基本的には100%リサイクルということでやっている事業者ということでございまして、千葉県の方に再生事業登録をしている

と、そういったことでもございました。そしてまた、市の一般廃棄物の収集運搬と処理、そういった業務をやっているということで、たまたま行った時は市の粗大ごみがすべて持ち込まれていたというような状況もございました。

特に資源循環技術がかなり評価をされて、表彰もされている事業者だということは、ご案内の以前のパンフレットにもあったわけですが、リサイクルシステムを開発したということで、特にクーラントとの関係につきましても、日本初のいろいろな処理を開発したというふうなことがございまして、その辺についても現場でものを見せていただくということはさせていただいたところでございます。

オイルエレメント、特に臭いが気になるということを地元の説明会でも言われておりました。現地には現物がございましたので、そのままちょうどいいタイミングで、臭いについても確認をさせていただきました。臭いにつきましては、それぞれ個人の感覚というものがございしますが、私の感覚として、鼻をそこまで近づければ当然臭いがあるわけですが、一般的に見た感じでは臭いは、私は感じませんでした。そんなことで、さまざまな不安とか問題が出されてしまったことについては、一定確認がさせていただいたのではないかなというふうに思っております。

そして、検知器等の関係につきましても、すぐに反応する、そういうものであるということもそこでは聞かせていただいて、確認をさせていただきました。

そういう意味では、この間ずっと、関西支店の担当、支店長にずっといろいろな説明を受けてきたわけですが、説明を受けたことについては本社の方に行って確認ができたというふうに思っております。

なお、先ほどもございました、表面を現在砕石ということでございますので、そういったことについてはやはり舗装と言いますか、そういったことをやはり検討していただかないといけないということも申し上げてもまいりましたし、さらに安全というのは一定、数値等で表現ができる場合もございますけども、安心、その裏返しは不安と言いますか、そういったことにつきましてはやはり信頼関係がなくてはなかなか安心が確立できないということでございますので、そういった思いで、先ほどありました公害防止協定についても、早急にとということで申し上げてまいったところでございます。

以上、昨日の本社へ寄せていただきました報告とさせていただきます。

3名で寄せていただきました。その時に七光台について植樹したというのをそ

こでも承りました。ただ、現地を確認してはいないということでございます。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後7時29分